

第5回シンポジウム

だまっていたらあかん!

介護崩壊は社会の危機

ヘルパーが大変! あなたの介護は大丈夫?

報告書

よりよい介護をつくる市民ネットワーク

第5回シンポジウム
だまっていたらあかん！
報告書

介護崩壊は社会の危機
ヘルパーが大変！あなたの介護は大丈夫？

2020年10月25日（日）
ひと・まち交流館 京都

よりよい介護をつくる市民ネットワーク

はじめに

2000（平成12）年度にスタートした介護保険は既に20年を経過しました。当初は「措置から契約への福祉のパラダイム転換だ」などと言われ歓迎された介護保険でしたが、その後は年々改悪され、今では「総合事業」という形で介護保険の一部が市町村の行政サービスに逆戻りしております。

しかもその行政サービスは今後ますます拡大され、社会保険制度としての介護保険の役割はドンドン縮小されていくようです。そのことは被保険者としての基本的な権利が無視されることにつながるわけです。

介護保険は介護が必要になっても家族や友人そして近隣の人々と共に、地域社会の一員として暮らし続けるためのものであった筈です。ですから当時「在宅3本柱」といわれた、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）に軸足がおかれる筈でした。しかし現在はどうかでしょうか。訪問介護や通所介護が狙い撃ちされ縮小されています。

また、介護保険は単にADL介護を給付するものではなく、要介護高齢者のQOLを高めるためのものであった筈ですが、いまだにADL介護から抜け出せていません。

従って、介護（ケア）にとって極めて重要な意味をもつインフォーマルな人間関係や、日常生活において重要な意味をもつ多くのものが無視され続けています。

この度は世界的な新型コロナウイルス感染症の急激な蔓延により、介護保険の問題点が更に浮き彫りにされてきました。

今回、私たちはこうした介護（ケア）の現実を、2020年8月実施の訪問介護事業所実態調査によって、明らかにすることが出来ました。

そして10月25日に開催した第5回シンポジウムにおける市民や介護現場の声をまとめ、12月18日に京都市の介護ケア推進課に提言書を提出し、こうした状況を行政として、また、保険者として早急に改善されるよう強く要望しました。

これからも皆様のご支援を得て、「よりよい介護」をつくるべく尽力していきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

2021年3月

よりよい介護をつくる市民ネットワーク

代表 小國 英夫

NPO 法人 きょうと介護保険にかかわる会

NPO 法人 助けあいグループいぼん

京都ヘルパー連絡会

高齢社会をよくする女性の会・京都

マイケアプラン研究会

もくじ



司会 北島ちよ子(マイケアプラン研究会)

1 開会のあいさつ 5

よりよい介護をつくる市民ネットワーク 代表 小國 英夫

2 訪問介護事業所調査報告 6

- (1) コメント 同志社大学大学院 研究科助手 チョン ヒソン 鄭 熙聖さん
(2) 結果報告 きょうと介護保険にかかわる会 笠原 あけみさん

3 パネルディスカッション 10

(1) パネルディスカッション

「介護崩壊の背景としての介護保険 20 年の歴史」

コーディネーター 佛教大学准教授 新井 康友さん

パネリスト 京都福祉サービス協会 塩澤 宏さん
七野会金閣こぶしの里 宮向 直さん
ヘルパーステーションくるみ 神田 知加子さん

寸劇 京都ヘルパー連絡会 20

(2) 会場からの質問・意見と回答

4 閉会のあいさつ 27

京都ヘルパー連絡会 代表 櫻庭 葉子

5 資料 29

- (1) 講演要旨 新井康友さん
(2) アンケートと集計結果
(3) ネットワークの設立とシンポジウムの歴史
(4) よりよい介護をつくる市民ネットワーク 5 団体の紹介
(5) 京都市への提言

1 開会のあいさつ

北島（司会） 今年は新型コロナウイルスの発生、感染拡大等いろいろとあり、現在もなお、不安な状況が続いています中、本日はたくさんの方にお申し込みをいただきありがとうございます。

ただ今より「よりよい介護をつくる市民ネットワーク 第5回シンポジウム だまってたらあかん！介護崩壊は社会の危機 ヘルパーが大変！あなたの介護は大丈夫？」を開催します。今回は最初に京都市の訪問介護事業所への実態調査の結果報告と後半にコロナ禍の下、利用者の暮らしを守るためにがんばってこられたヘルパーさん、ヘルパー事業所の課題をみなさまと共有するパネルディスカッションを行います。はじめに「よりよい介護をつくる市民ネットワーク」代表・小國英夫からご挨拶を申し上げます。

よりよい介護をつくる市民ネットワーク 代表

小國 英夫



小國 みなさまのご精進がいいとみえて、本当にいいお天気になり、よかったなと思っております。コロナで大変な状況になっておりますが、そういう中でも一生懸命、ヘルパーさんたちが、それぞれのご自宅へ訪問して精一杯、仕事をしていただいているわけですが、しかし京都市では2017年から「総合事業」が始まり、いろいろな問題が発生しています。たとえば「サービスの時間が短くなった」とか、「生活支援」と「身体介護」が別々になったとか、ヘルパーさんたちが働きがいを感じ、ご利用者にとっても満足度のいくサービスを受けられないといったことが生まれてきております。

2000年にスタートした介護保険も、スタートして5年を経過した2005年の改正以後、はっきりいって年々悪くなってきている、年々わかりにくくなっている、年々介護費用が高くなっている。

サービスを提供する側も、サービスを利用する側も満足を得られない状況が続いているということで、私どもは2016年暮れ、「よりよい介護をつくる市民ネットワーク」を結成し、本日、第5回目のシンポジウムを開くことになりました。今日の介護をめぐる課題を話しあい、その声をしっかりと行政や関係者に届けていくことが私たちの役目かなと思っております。

本日は最後まで、よろしく願いいたします。

2 訪問介護事業所調査報告

北島 それでは、初めに訪問介護事業所調査報告をしていただきます。調査データの分析やグラフ化にご協力いただきました同志社大学大学院社会学研究科の鄭 熙聖(チョン ヒソン)さんからコメントをいただきます。その後「きょうと介護保険にかかわる会」の笠原から報告を申し上げます。

(1) 新型コロナ時代を生き抜くための 訪問介護事業所の課題

同志社大学大学院 社会学研究科助手
チョン ヒソン
鄭 熙聖

鄭(チョン) 本調査は「よりよい介護をつくる市民ネットワーク」が、2020年8月に京都市内にある訪問介護事業所116箇所(回収率51.7%)を対象にアンケート調査を実施しました。本調査は、行政でもなく職能団体でもない「市民ネットワーク」が、訪問介護事業所におけるこれまでも存在していた課題や新型コロナウイルス感染症で顕在化した課題を把握したものであります。

調査の結果から、介護事業所及び介護従事者を取り巻くさまざまな課題が鮮明になったと考えられます。まず、制度改善が急務と思われる課題は、介護従事者の離職を防止し、働きやすい環境を構築することです。離職要因としては、「健康上の理由」「職場の人間関係」「業務内容への不満」などが明らかにされました。ただし、本調査は訪問介護サービスを提供するホームヘルパーではなく、管理者及びサービス提供責任者を対象とした調査であるため、具体的な内容については言及されていない点に留意したいと思います。

次に、新型コロナウイルスへの対策に関して調査対象者全員が重大な課題として認識していたことから、訪問介護事業所がコロナ禍に対して非常に強い危機感をもっていることが挙げられます。先が見えないコロナ禍の影響によって、介護従事者の離職意向とともに、介護分野における人手不足が今後さらに深刻化することが懸念されます。

ほかにも、2012年に生活援助における時間区分が60分(1回あたり)から45分に短縮され、

それによって生じる課題が論点になったように思われます。確かに、限られた短い時間内では家事などの日常的な援助しか遂行できないため、訪問介護員の勤労意欲やその職種に対する愛着とやりがい失われていくかもしれません。このような状況は、訪問介護員の定着率を低下させ、ますます離職意向を高める要因になると思います。

それは、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進及び介護人材の専門性の向上に逆行するように思われます。したがって、生活援助に限らない、高齢者が健康で文化的な最低限度の人間らしく生きるための生活かつメンタルヘルスを、総合的に支える役割を担う専門職を目指していくことが求められるのではないのでしょうか。

その実現に向けては、洗濯、掃除、調理などの日常生活の援助だけでなく、傾聴、コミュニケーション、相談、見守りなどといった寄り添った実践とともに、利用者に関わりあう十分な時間の確保が欠かせません。そうすることによって、利用者本位のサービス提供に近づくことができ、利用者の生活の質や地域力を高めることにもつながると考えます。

つまり、訪問介護員の労働条件を引き上げると同時に働きやすい環境をつくっていくこと、一生をかけて働ける職場として研修、教育の機会を増やし、専門性を向上させていく恒常的改善が必要であり、そうすることによって魅力のある職場・職種になっていくのではないかと考えます。



(2) アンケート調査の結果報告

きょうと介護保険にかかわる会

笠原 あけみ

笠原 訪問介護事業所の調査結果について説明させていただきます。「きょうと介護保険にかかわる会」笠原です。よろしくお願い致します。鄭先生の報告に付け加えて報告させていただきます。私たちの今回のスローガン「介護崩壊は社会の危機。ヘルパーが大変！ あなたの介護は大丈夫？」なぜこのテーマになったのか、これからの話を聞いていただければ、「あ、そういうことなのか」とみなさんに伝わるのではないかと思います。

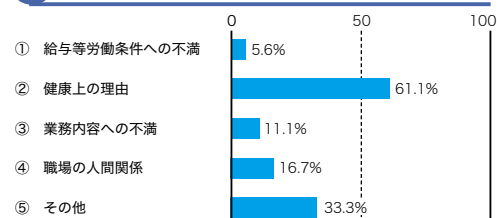
「訪問介護事業所アンケート調査」は、先ほど鄭先生からも説明がありましたが、2020年8月10日～31日の間で実施し、途中、お盆もありましたので、実質、半月の間で行いました。「対象者」は私たちが調べた時点では京都市内に381カ所の訪問介護事業所がありました。そのうち116カ所にアンケートを送り、その結果、60カ所から回答を得ることができました。アンケートの目標値を30%くらいに設定していましたが、調査の結果51.7%の事業所から回答を得ることができました。それだけ関心が高いということだと思います。訪問介護事業所にアンケートを送り、「ご協力お願いします」と手分けして、直接電話でもお願いも致しましたが、その時、事業所の管理者、サービス提供責任者からは「現状は本当に困っている、何とかして欲しい、私達の思いを届けてほしい」という切実な声を多くいただきました。

では、「アンケートの集計結果」について説明させていただきます。「訪問介護職員数」は4人以下を「小規模事業所」、5～9人を「中規模事業所」、10人以上を「大規模事業所」としました。結果、60事業所のうち40事業所、71%が「小規模、中規模の事業所」でした。

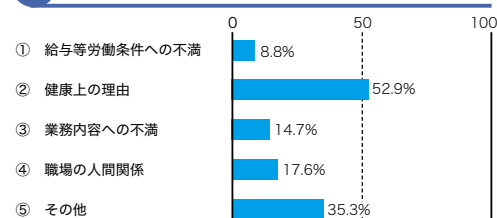
アンケートの質問内容で「2020年1月～7月に事業所で退職した方はいますか？」の質問に対し、60件の訪問介護事業所のうち、45件が「退職した人がいる」と答えています。



1 今年1月以降で退職または休職された職員（常勤）がおられる場合、その主な理由を教えてください。(n=18)

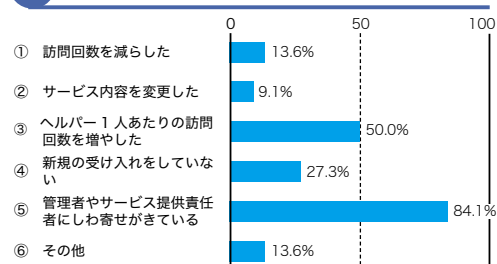


2 今年1月以降で退職または休職された職員（登録）がおられる場合、その主な理由を教えてください。(n=34)



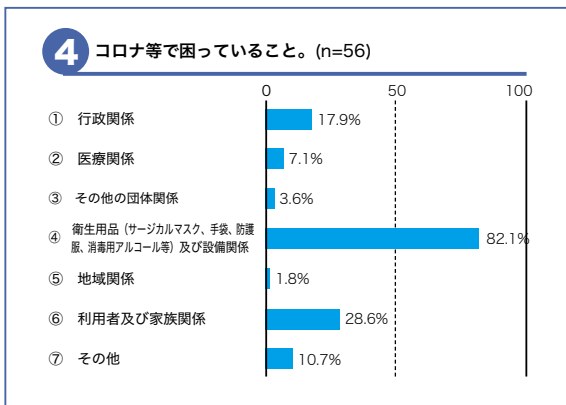
退職した理由の内訳ですが、上記①が常勤ヘルパーの退職理由、上記②が登録ヘルパーの退職理由です。常勤、非常勤ヘルパーのどちらも、1位が健康上の理由です。次いでその他の理由となっています。

3 職員の減少により、困っていること。(n=44)



「常勤、登録ヘルパーが退職後、職員の減少により困っていることは何ですか？」に対して、「管理者やサービス提供責任者が、利用者宅でヘルパーとして援助を行う機会が増えたため、本来の業務（管理者、サービス提供責任者業務）がヘルパー業務の後となり、しわ寄せがきている」と答えています。

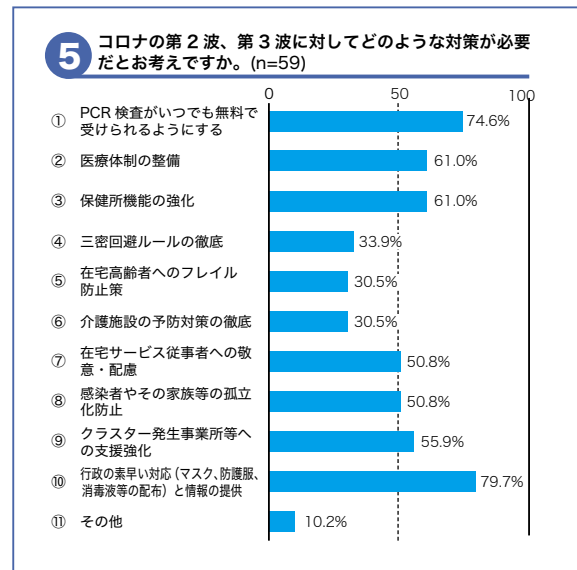
次にヘルパー一人当たりの訪問回数を増やしたとなっています。ヘルパーの退職で人手不足が顕著となり、すぐにでも人員の補充を行いたいが、募集しても人が来ない状況で、サービス提供責任者は自らヘルパー業務を行い、本来のサービス提供責任者業務ができていない、あるいは後回しになっているという現状がありました。



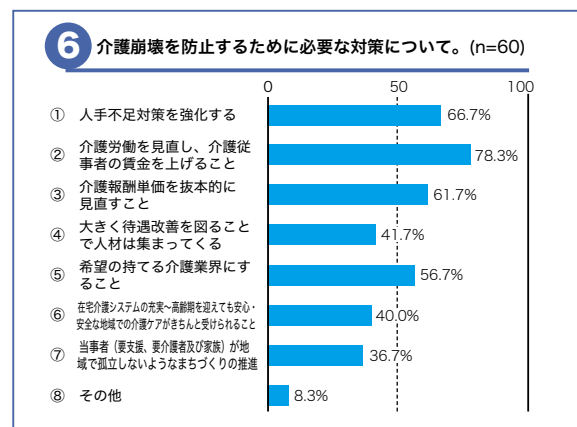
「コロナで困っていることは何ですか？」の質問では、1位が衛生用品（サージカルマスク、手袋、防護服、消毒用アルコール等）及び設備関係です。自由記述で「衛生用品の入手ができない時期があった」「経費が加算した」「経営が圧迫された」「買い物で紙製品をヘルパーさんが買いに行ったら、長蛇の列で買えなかった」。1970年代、オイルショックの時、トイレトペーパーを行列して買ったということがありましたが、今回もコロナの時期に



スーパー等では「トイレトペーパー、お一人さま1個限り」となり、購入するために行列に並んだということも起きていました。



「コロナの第2波、第3波に対してどのような対策が必要だとお考えですか？」については、1位が行政の素早い対応（マスク、防護服、消毒液等の配布）と情報の提供と答えています。



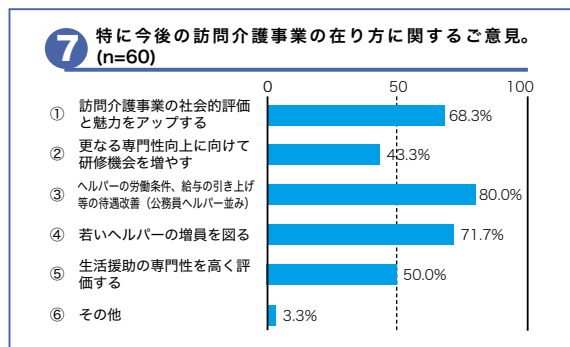
「介護崩壊を防止するために必要な対策について」に対して、1位が、介護労働を見直し、介護従事者の賃金を上げること、次に、人手不足対策を強化すること、介護報酬単価を抜本的に見直すこと、希望の持てる介護業界にすること等、の回答が多くありました。

<設問6の自由記述>

- ①賃金を上げた。月1回の食事会、有給取得など働く環境をよくする工夫。専門職として身体介護を希望するヘルパーには指導・研修。生活援助のみを希望するヘルパーもいる。ヘルパーの高齢化が進んでおり、退職につながる人材が多い。
- ②特に訪問系の事業では、収益をあげることが難しく、入院、ショートステイ、ミドルステイなどによりキャンセ

ルされたり、終了者が出ると大きな赤字となる。それを補償される仕組みが必要と考える。利用実績のみが収益になるのではなく、利用登録（枠とり）に対して申込み料的なものが必要と思う。

- ③要介護による支給限度額をなくし、必要な人に必要な支援を。利用者負担を一律1割に。
- ④待遇改善は利用者の負担増につながることも不安
- ⑤介護のイメージを現場で改善して、イメージアップ



「特に今後の訪問介護事業所のあり方」では、1位がヘルパーの労働条件、給与の引き上げ等の待遇改善（公務員ヘルパー並み）となっています。

ヘルパーの退職理由の第1位が体調面の不安でしたが、「今後の訪問介護に希望することは何ですか？」に対しては、給与の引き上げ等の待遇面であるというところに、事業所の本音がはっきりと出ていると思います。体調面の不安で退職する人が多いのを防止するためであれば、体調に合わせた労働環境の整備等といった回答が多数上がると思うのですが、実際は給与の引き上げが今後の希望であるとの実態がありました。

<設問7の自由記述>

- ①訪問介護事業の魅力と現状が一致していない。他の専門職に比べ、介護職員の社会的評価や給料待遇が悪すぎる。全員正社員にすると、人件費赤字になる。正社員として働きたいというニーズが増えており、パートだと人が集まらない。今のままの介護報酬だと人手不足、収益不足で事業が成り立たなくなる事業所が増える。人材育成をすべき。
- ②日本ではまだ海外と比べて社会的評価が低すぎる。専門性や国家資格をしっかりと評価すべき。給与の引き上げが、社会的評価や魅力をあげるわかりやすい方法。
- ③は重要、報酬単価、労働条件、待遇改善があり方を左右する。休日がとりにくいため、なかなか人が定着しない。給与が低く労働が大変で、続かない。
- ④生活援助は専門性や支援スキルが高くないと様々な高齢者への対応は難しい。もう少し評価が高くなるとうれしい。ヘルパーの高齢化が進むと業界自体が成り立たない。訪問介護が最後の砦だと言われているが、実態が理解さ

れているか疑問

- ⑤国は生活援助を介護保険から切り離し、民間事業に任せようしている。利用者の生活の様子から変化を感じ、早めの対応を行うこと、わずかな時間であっても話をしながら、様子の変化を感じるなど専門職としての評価をきちんと行って欲しい。介護保険から切り離してはダメ（介護保険ありきの話です）。

私の説明の最初の部分で「介護崩壊は社会の危機、ヘルパーが大変！ あなたの介護は大丈夫？」のテーマにしたのは何故か。ヘルパー不足は相当以前から深刻でしたが、本当に今、もっと危機的な状況にあります。事業所の管理者等からは「ヘルパーさん、どこにいるの？ どこへ行ったらヘルパーさん、見つかるの？」という声をよく聞きます。現在はヘルパーを使っていなくても何年後、私たちが買い物に行けなくなった、調理ができなくなったので来てほしいと思っても、果たしてヘルパーさんは来てくれるのでしょうか？という現状にあります。「あなたの介護は大丈夫？」ではなく、「私たちの介護は大丈夫？」と「我がこと」として今日のシンポジウムをとらえていただければと思います。

また、アンケートの結果から全体の71%がヘルパーは9人以下の小規模・中規模訪問介護事業所でした。ヘルパー不足・担い手確保のご苦労に加え、財政的にも事業所運営が厳しい実態であることを改めて問題提起したいと思いました。

会場にはたくさんの訪問介護事業所の管理者、サービス提供責任者がこられています。お盆の忙しい時にアンケートをお送りしたにもかかわらず、それにご協力をいただいたことに対して、この場をお借りして御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

そしてもう一つ、鄭先生には大変ご多忙の中、快くご協力いただきありがとうございました。

アンケート調査の概要

調査期間	2020年8月10日から8月31日
調査対象	京都市内の訪問介護事業所のうち市内11行政区から均等に選定した116か所の事業所
調査方法	調査用紙をFAXで送信し、書面で回答、電話での聴取、あるいは訪問調査をおこなった
回収率	51.7%

介護崩壊は社会の危機 ヘルパーが大変！ あなたの介護は大丈夫？



介護保険制度ができて20年。
思いがけないコロナ禍で
訪問介護の現場はいま、
深刻な状況に置かれています。

コーディネーター

新井 康友さん

大阪府堺市出身。
佛光大学社会学部社会福祉学科卒業、
立命館大学大学院社会学研究科博士後
期課程満期退学。
特別養護老人ホームで介護職員・生活
相談員、訪問介護事業所でホームヘル
パーとして勤務。その後、羽衣学園短
期大学、羽衣国際大学、中部学院大学
を経て、2017年4月より佛光大学社
会福祉学部准教授。
専門は老人福祉論。



パネリスト



塩澤 宏さん

1991年 京都ホームヘルプサービス
協議会に入社
2003年 京都福祉サービス協会小川
事務所所長
2017年 京都福祉サービス協会居宅
本部副本部長（現任）
2019年 京都地域密着型サービス事
業所協議会理事（現任）



宮向 直さん

1982年生
2005年 社会福祉法人七野会入職
2017年～ 金閣こぶしの里ヘルパー
ステーション主任



神田 知加子さん

登録ヘルパーから始めて15年。
現在、東山区のヘルパー事務所で管
理者、サ責をしています。
介護保険の度重なる改悪に怒るヘル
パーです。
日々、学びをいただき自分自身が成
長できるヘルパーという仕事。これ
からも目の前の利用者さんに寄り
添った援助で、在宅生活を支えるお
手伝いができるよう頑張ります。



北島 ちよ子さん

マイケアプラン研究会会員
介護福祉士、介護支援専門員
「福祉は文化」という視点でよりよい
介護を探求している。

司会

3-1 パネルディスカッション

北島 続いてパネルディスカッションに移ります。初めに佛教大学社会福祉学部准教授・新井康友先生から「介護崩壊の背景としての介護保険 20 年の歴史」についてご発言をいただきます。

介護崩壊の背景としての介護保険 20 年の歴史

コーディネーター（佛教大学准教授）

新井康友

新井 パネルディスカッションのコーディネートを担当させていただきます。始めるにあたって私から問題提起として「介護崩壊の背景としての介護保険 20 年の歴史」についてお話させていただき、その後、パネリストの方々から現状について発言していただきたいと思います。

介護保険制度については現場の方が詳しいかと思いますが、介護保険制度は国民にとって本当にいいものなのか、逆に国民を苦しめるものなのか。20 年の歴史を振り返ると「相次ぐ制度改正によって給付サービスが削られ、利用できなくなっている」と言えます。

利用者負担が増えています。1 割負担が 2 割、3 割負担になっています。特別養護老人ホームだと居住費や食費が上がり、負担が増えています。介護保険料も高くなっています。

「給付が削られ、利用者負担は増え、介護保険料も増加している。他方、介護報酬は低く抑えられている」というのが現状ではないかと思います。介護事業所調査報告にもあったように人手確保が難しく、事業所の運営も厳しい。これが、介護保険 20 年を振り返っての評価になるかと思います。

1997 年、私はまだ学生で介護保険法が成立する以前に学んでいました。発足当初は誰もが介護保険に期待をしていました。介護保険法が 1997 年 12 月の成立に向けて、1997 年 8 月、読売新聞が世論調査をしました。介護保険制度について「賛成」76%、「反対」6%でした。ほとんどの人が介護保険法成立に反対しなかった。最近、介護保険制度の世論調査はあまりしていないと思いますが、同じように「賛成」76%、「反対」6%をと

れるのかと思うところですが、制度創設当初は、みんなが期待していたということです。

2000 年 4 月、介護保険がスタートした時、「介護の社会化」を掲げましたが、実際、介護の社会化は進んだのでしょうか。みなさんの実感として、「介護問題の社会化」は進んだ。介護問題は大変だということは日本国民の中で一致していて、「親の介護、配偶者の介護は大変ではない」という方は、そういないのではないかと。「家族に要介護、要支援の人が出てくると大変だな」と実感しているのではないかと思います。

この間、制度の見直しがある中で、「介護の社会化」は進んでいないが、「介護の再家族化」と言えばいいのか、「総合事業」でいう「介護の互助化」、お互いに家族や地域で助け合ってくださいという。これは「介護の社会化」は進まないが、「介護の再家族化」「介護の互助化」は進んでいるのではないのでしょうか。

制度発足当初は何を心配していたのかというと、「保険あって介護なし」ということです。その後、サービスは量的拡大をしていきましたが、現在はサービスがあっても、それを利用できない、利用させてもらえないのが現状ではないでしょうか。

私は以前、特別養護老人ホームで介護職員をしたり、生活相談員や、ホームヘルパーもしていました。サービスが量的に拡大した要因は、株式会社を介護保険制度の事業に参入させたからです。今、ホームヘルプの事業所は、非営利法人よりも株式会社などの営利法人の方が多くはないか



と思います。株式会社が参入し、介護サービスの事業者間で競争することによって「ケアの質が上がる」といわれましたが、実際どうだったのでしょうか。

対人援助の仕事、ホームヘルプ、特別養護老人ホームの介護スタッフもそうですし、福祉関係以外では教育関係でもそうですが、労働集約型では人件費がかかるわけです。もし福祉事業で儲けようと思うと人件費を削ることになります。人件費を削れば仕事を辞める人が増え、職員の定着率は低くなり、職員の経験則による蓄積が担保できなくなります。そうすると「ケアの質」は下がっていきます。株式会社が参入してサービスの量的拡大は獲得できたかもしれませんが、その代償は大きいのではないかと思います。株式会社が参入してくることによって、ホームヘルパーの労働条件は悪化したのではないかと思います。

2006年12月にコムスン事件が起きました。介護報酬の不正請求です。コムスン事件で、福祉、介護のイメージダウンは想像を絶するほどでした。私はその頃、大阪の大学にいて、その後、岐阜の大学に行きましたが、高校訪問しても、進路の先生が「福祉はあかん。いいことをいいながら営利主義で金儲けしか考えていない」とコムスンのことを引き合いに出して、生徒たちに福祉の業界に進むようにと薦めてはくれませんでした。

そのころから若者の福祉離れ、介護離れが起きて、現在は介護福祉士の養成校でも定員割れをして、京都府下でも募集活動を継続している学校が少なくなっているのではないかと思います。人材不足はいうまでもありません。

2020年までの20年間に6回、介護保険法の改正があり、来年4月、新たに第8期がスタートします。この間、改正の中でターゲットにされているのはホームヘルパーではないかと思われま

す。今日のパネリストの方々には今、現場で起きている課題についてお話をいただきたいと思います。厚生労働省は「生活援助」に関して理解がありません。「生活援助は家事代行ではない」といいながら「誰でもできる、無資格でもできる」という考えは変わりません。また、時間が小刻みになり、「身体介護」も「生活援助」も細切れのサービスになっています。まだ介護保険制度が始まる前の措

置のころですが、私はヘルパーをしていて、利用者さんの家に行けば3時間は居ました。それが普通でした。今「生活援助」は45分未満。利用者とお話をすることもできない駆け足のサービス内容になっています。これではヘルパーのやりがい、働きがいは薄れてくるだろうと思います。



今日、登壇されている3人の方はヘルパー事業所で働いておられます。実際に働く中で「こういうことに困っている」と生の声を発信していただきたいと思います。まずお一人目は京都福祉サービス協会の塩澤宏さん。お二人目は社会福祉法人七野会金閣こぶしの里の宮向直さん。3人目は京都ヘルパー連絡会の神田知加子さん（ヘルパーステーションくるみ）です。では塩澤さんからお願いします。

措置の時代と現在のヘルパー制度

京都福祉サービス協会

塩澤 宏

塩澤 私が所属している京都福祉サービス協会は、介護保険が始まる前から京都市の委託事業として訪問介護サービスをしていますので、措置の時代も含めての話をしたいと思います。

当時は、ケアマネジャーとか要介護認定はありませんでした。ヘルパー派遣等を希望される高齢者の自宅に区役所（福祉事務所）のケースワーカーが調査に行き、援助内容を決定していました。ヘルパーの役割が浸透していないのは今もそうかもしれませんが、当時はお手伝いさんとの違いを説明するのも大変でした。使っていない部屋の掃除や、場合によっては、家族の食事の準備もして欲しいとかの要望がありました。そのたびに「日常生活に関係しないことはできません」と説明していました。

日常生活に関係しないこととは何でしょうか。印象に残っているのが、高齢者の方の調査に行った時、ヘルパーに「図書館に本を借りについてほしい」と言われ「日常生活に関係しないことはお手伝いできません」とお伝えすると、その方が「買い物は行けるんですか？」と言われました。「買い物のお手伝いはできます」と言うと「買い物は我慢します。私はご飯を作ってもらったり、お掃除をしてもらうことより、本を読むことが一番です。極端に言えばご飯を食べなくてもいい。本を読むことが生きがいなんです」とおっしゃったんです。その時、これまでのパターンが崩れて、福祉事務所に相談に行くと「そうか、ご飯を食べるより読書が大事なら、ヘルパーが本を借りと一緒に図書館へ行きましょう」となりました。

また「キリスト教会の礼拝の送り迎えをして欲しい。通院介助はできるのに、それはだめなんですか？」という方がいました。敬虔なクリスチャンだったので日曜日に教会で聖餐を受けることが何より大事だったんですね。それも相談して認めて頂きました。

もう一人、脳梗塞の後遺症で言語障害が残り、家に閉じこもっている高齢者の方がいました。歌が好きな方で、ヘルパーから「リハビリのために一緒にカラオケボックスに行って、歌を歌って言語障害のリハビリができないか」と提案があり、カラオケボックスにお連れしたことも印象に残っています。

今はどれも介護保険の適用外で、介護保険ではできないサービスです。「すべて介護保険でやらないといけない」とは思っていますが、今は、できないことや制約が多くあります。窓ガラスの掃除が介護保険では難しいとか。内側の窓ガラスの掃除はいいが、外側は介護保険ではできない。現場のヘルパーさんに、そんな話をさせてほしくはないんですね。

私が措置の時代に現場で学んだことは、「ご利用者さん、高齢者の方の価値観や暮らしぶりは人によって違う」ということです。「利用者さんの生活から、その人のことを見なさい」といいました。利用者を支援する内容について一律に機械的にやるのではなく、「その人の価値観、生き方を尊重して考えることができる余地をぜひ介護保険制度には残しておいてほしい」と思います。

介護保険制度の財源は厳しく、財源確保と給付をいかに減らすかが、国でも議論されています。特に軽度者向けの給付や生活援助の見直しが争点になっています。昔も今もですが、ヘルパーの役割をシンプルに伝えると、「ご自身が無理なくできることはお手伝いできませんよ。ヘルパーが手助けをしてしまうと、逆に利用者さんの気力や体力を落とすことになります」ということです。このことは現場の実践を通して学びました。

印象的な高齢者の方がお二人おられて、95歳の女性で、知的障害のある60歳の娘さんとの二人暮らしでした。調査に言って「お手伝いをして差し上げないといけないな」と思いました。しかしその方は「腰が痛いので、お掃除だけをお願いします」とおっしゃいます。「他にもお手伝いさせていただきますよ」と言っても、「いえ、私は、自分でできることをしないといけない。倒れてしまうと、いっしょに暮らす娘がどうなるかと思うと、そんな弱音は吐けない」とおっしゃいました。90歳を超えても現役で家事全般に渡って指示されていました。

また、もう一人の方は70代の女性で息子さん夫婦と3人家族で、よくある話ですが、お嫁さんが「お母さん、じっとしててください。私がやりますから」と。その方が洗濯物とかを畳もうとすると「お母さん、やめてください。だめだめ・・・」と言いました。その方は、だんだんと表情が乏しくなっていました。毎年のお正月のおせちは、

ヘルパーの禁止事項

調理：おせち料理などの特別な料理。

掃除：窓ふき、使用していない部屋や本人以外の居室の掃除、庭木の手入れ・水やり、換気扇の掃除など大掃除に類すること、引っ越しの準備や片付け。

買物：し好品（酒・タバコ・雑誌など）の購入、電化製品など日用品以外の購入。

平成12年11月16日 老振第76号 厚生省老人保健福祉局振興課長通知
「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」を元を作成

その他：ペットの世話、本人以外の同居家族の支援すべて、通院の付き添い（病院内の介護）、散歩（市町村によって解釈の差あり）、余暇のための外出付添い。話し相手・見守りのみの訪問。金銭管理（銀行・ATMでの預金の引き出し）、公共料金以外の代金振込み

お母さんが黒豆を煮たりして作っていたのに、ある時、お嫁さんが「お母さん、大変でしょ。今はホテルのお節料理があるので、ちょっと高いけど利用しましょう」と言うと、それから急激にその方は認知症が進んでしまい、便をお部屋に塗らたくるようなひどい症状になってしまったということでした。

因果関係があるかどうかわかりませんが、周りの関わりによっては、よくもなり、悪くもなるということですね。「自分が必要とされている場所がある」ということが、生きていく上で、どんなに大事なことか。利用者さんのなかには、楽しみもなくて死ぬことだけを考えて過ごしている方もたくさんいらっしゃいます。そんな時、ヘルパーが「お会いできるのが楽しみです」といった気持ちをお伝えし、ヘルパーという必要としてくれている人の存在を感じていただけたら、こんなにすばらしいことはないと思います。ヘルパーが利用者さんとかかわることで「こんなにできることが増えた」「気力が充実した」といった関わりををどんどんアピールしていく必要があるかと思っています。

「生活援助」についても「家事代行」が悪いということではありません。「買い物」という生活行為を考えた時、今日のメニューを考え、着替えて出かけて行って、自分の目を見て、商品を選択して、お金を支払って、荷物を持って帰るまでが買い物です。それを全部、代行することが、その人にとってよい事なのでしょうか。利用者さんが体力的にしんどい状況であれば、荷物を持つ部分だけをお手伝いする。利用者さんが自分でメニューを考え、お金も出して買い、後のできない部分をヘルパーがするという関わりにもっていかないと「生活援助」の評価は低くなり「家事は誰でもやれる」という行為になってしまうのではないかと懸念しています。

労働力不足も問題になっています。アンケートにも「ヘルパーの高齢化」の問題がありました。私たちも人材確保、離職防止の取り組みを行っていますが、ヘルパーの高齢化は深刻です。福祉サービス協会は今1300人のヘルパーがいますが、平均年齢は60歳を超えています。新しく入ってくる人が少なく、以前、2000人ほどいたヘルパーも今は1300人に減っています。

嘆いていても現状は変わらないので若い人の意見も聞いて、どうしたら介護の仕事の魅力を伝えられるかと考えています。これまでヘルパーは専門性が大事だと訴えてきましたが、ハードルを下げて入り口を低くすることもポイントかと思います。



このポスター = 写真 = のモデルは20代の訪問介護員です。「ヘルパーはそんなにハードルが高くない」ということで、「ヘルパーさんを募集します」と。これは銅駝美術工芸高校の授業の一環で、福祉・介護の現場を勉強していただき、このポスターを作成してもらいました。「お買い物、手伝ってくれませんか？ヘルパー募集しています」と。「私でも、できるかもしれない」と思ってもらえるのではないかと期待しました。

私たちが考えると多くの情報を盛り込みすぎているので、何を伝えたいかわからなくなる。もっとシンプルに若い人たちの目線で、「どうしたら介護人材を確保できるか」というアドバイスを、みなさんからいただきたいと思っています。

私たちは訪問介護事業を通じて「何を大切にしているか、その時々何を選擇していくのか」が問われています。専門職としてプライドをもって、しっかりと成果を出していくことが大事だと思っていますので、よろしくお願いします。

新井 お話を聞くと、「ご飯を食べるより読書が好き」や「教会への送迎」「カラオケボックスへの送迎」など、今の介護保険制度では想像できないようなことが、措置制度の頃は行われていました。生活ぶり、暮らしぶりは人それぞれ違うので一律に判断できないと思います。ところが今、介護保険制度がそれを一律にしているところからズレが生じているのではないかと感じました。貴重なお話ありがとうございます。続いて宮向さん、お願いします。

介護保険制度と訪問介護

七野会金閣こぶしの里

宮向 直

宮向 私からは日々の業務で感じていることを3点、報告させていただきます。

1点目。若年性認知症を患っている方やアルコール依存症、片づけられないゴミ屋敷の住人等は、ADL(日常生活動作)は概ね自立しているが、適切な支援や見守りが必要で、専門的かつ柔軟な対応が必要となります。ヘルパーが実際に訪問した中で「その方にとって必要な支援は何か」を考えて援助していくのです。

適切な関わりが精神状態にも影響することがあります。一人で入浴ができない、冷暖房のつけ方がわからない、促さないと食事や水分がとれない等、命に直結するような方たちもヘルパーが訪問することで、これまで通りの生活を送ることができます。しかし要介護度により支給限度額の上限が決まっているため、必ずしも必要な支援が行き届いているとは言い難く、また先ほどのような課題があっても、ADLが概ね自立している場合、軽度な判定が出ることが多く、利用できるサービスが更に限られるのが現状です。

2点目。声を大にして申し上げたいことですが、訪問介護の介護報酬は「身体介護」と「生活援助」に分けられており、「生活援助」の介護報酬の単価は「身体介護」に比べて低額に設定されています。その為「生活援助」や要支援者の「総合事業」は受ける事業所が少ないといわれています。

事業所は深刻な人手不足である場合が多く、経営上、やむをえず選別することがあるかもしれません。そのために必要なサービスを受けられず、あたりまえの生活を送れない利用者さんがいることは看過できません。

また「生活援助」や「総合事業」の依頼を受けている事業所には、その依頼が集中し、経営状態が悪化することもあります。利用者さんに必要なのは「必要なサービスを受けることでQOL(生活の質)を向上させる」ことであり、そこに「身体介護」「生活援助」「総合事業」の差はないと思います。また「身体介護」と「生活援助」を明確に線引きすることは実際の援助の中では不可能で

あり、その意味からも介護報酬がサービスごとに異なる現行制度はナンセンスであると思います。また生活援助の単価を下げることや、その専門性を否定することは、もってのほかであると思っています。

3点目。コロナの状況の中「訪問介護は利用者の生活を守る最後の砦」だと思っています。通所系のデイサービスですと、発熱されていると他の利用者さんへの影響がありますので、利用を中止されているところがあるかと思いますが、ヘルパーは、そういう方でも必要であれば訪問しています。ヘルパーの訪問がなければベッドから起き上がることも、食事をすることも、排泄することもできない方が大勢おられます。

しかしヘルパーの高齢化や人手不足は深刻であり、ヘルパー自身が濃厚接触の疑いによって休業したり、感染の不安から職員が退職したりすれば、利用者さんに大きな不便を強いることとなります。そのため事業所としても対応に苦慮しています。実際に発熱している方がおられると「行きません」というヘルパーさんもおられます。ヘルパーさんのご家族で高齢者の方がおられて「訪問を控えたい」となると、「では誰が行くのか」となります。「正しく怖がり、正しく感染対策」ができるよう、知識の普及が急務であると思います。そして「利用者さんも職員も共に安心して暮らし、安心して働くことができる社会であってほしい」と切に願っております。



新井 ありがとうございます。報告を聞いていると「身体介護」と「生活援助」を明確に分けられないと思います。高齢者の生活、私たちの生活は継続的に続いているものであり、ここは「身体介護」で、ここは「生活援助」ということではなく、

一連の流れの中で生活が成り立っています。それを切って、「身体介護」は報酬が高く、「生活援助」は低いというのではなく、「生活援助」の難しさをわかってほしいと思います。「訪問介護は利用者さんの生活を守る最後の砦です」本当にその通りだと思います。誰かが行かなければ、その方の生活は成り立ちません。ホームヘルパーが行かないと言えば、その人の命にかかわります。コロナのような厳しい状況の中でも行かなければならないのです。ホームヘルパーが「高齢者の生活を守る最後の砦」になっていることを厚生労働省の方にも自覚していただきたいと報告を聞いて思いました。続いて神田さんからお願いします。

介護保険 20 年、生活援助は介護の基本

京都ヘルパー連絡会

神田 知加子

神田 東山区にある「ヘルパーステーションくるみ」でヘルパーをやっています。ヘルパーとして15年以上働いていますが、なぜ私がヘルパーになったのか申し上げます。私は、ヘルパーをする前は家の仕事を手伝っていたのですが、アルバイトをしないといけない状況となり、その時ヘルパー3級の講習があることを知って受けました。

当時の私は表に出るのが苦手でしたが、「ヘルパーの仕事ってすごいな」と思いました。利用者さんの家に出向いて、たとえば焼き飯を冷蔵庫にあるもので何とかつくる。卵が一個あればできる、あとは塩コショウがあればいい。家にあるものを工夫して調理することが面白くのめりこんでいき、15年たちました。利用者さんの家にどんどん入っていくって、スリリングです。利用者さんの家族のことは個人情報でいえませんが、事業所で「あの利用者さん、どういうふうアプローチをしたらいいだろう」と話しあいながらヘルパー同士のチームワークによって支えることができていると思います。

家の中に入ると生活歴が見えてきます。本棚に私の好きな作家の小説があったとします。「この本、読んだことあるわ」。それで話が膨らむ。今まであまり人にはいわなかった亡き配偶者への思いを、ヘルパーが第三者であるからこそ、話してくれる。

そんな中でケアマネジャーさんも知らない親戚の方の存在が浮上してきたりする。そういう濃厚な時間が流れていく中で私たちは援助をしています。生活に入り込む第三者であり、なおかつ専門職であると、そこはプロだと意識しています。

「総合事業」が2017年に始まり、「生活援助型」「身体介護型」「支え合い型」となっていますが、とにかく人手が足りません。「申し訳ないんですけど」とお断りすることも出てきます。報酬単価が低いからですね。ヘルパーさんを一人派遣して生活援助に行くとなると、単価が低いから躊躇することがない訳ではありません。時間制限で45分、60分と区切りはしますが、もう少し短い時間で1回の援助をするというところがあるとも聞いています。これも苦肉の策ではないでしょうか。人手がないことが大きいと思います。ヘルパーが少ないことが問題です。

コロナ禍でマスクがなかった時、器用なヘルパーさんは手作りマスクをしてこられました。「それ可愛いな」と思いました。私は母がつくってくれたので職員さんに渡して、その家族さんにも渡ったりしていました。違う方向に目を向けないと気持ちしがしんどい時期でした。今もコロナは続いています。手洗い、うがい、着替え、外にご飯を食べに行かない、人が集まる場所へ行けない。きちんと感染予防してコロナと向き合っていくことが大切かなと思います。

事業所ではお昼ご飯をいっしょに食べる時、一歩椅子を下げるとか、ヘルパーさんが集まるとワイワイと話が盛り上がるので「シーツ」といながら話をして食べることをやっています。トイレトペーパーが少なくなり、買い物代行で、何度もトイレトペーパーを求めて買い物をしたこともありました。



悲痛な思いは働くヘルパーも、利用者さんも同じでしんどい。モノがないのは、しんどいことでした。利用者さんから「あんたらに来てもらわんと、たちまち困るんや。生活は立ちゆかなくなるからコロナにかかったらあかんで」と言っていたので、私たちもちゃんと立ち向かわないといけないなと、気持ちがキリッと引き締まる思いがしました。

介護保険、もう 20 年ですね。2021 年に、介護報酬が改定されます。要介護 1～5 を総合事業に組み入れ、利用者さんの生活援助を介護保険から切り離す動きがあります。「こわいな」と思います。私たちの仕事のやりがいの搾取であり、これでは利用者さんの生活を守りきることができないと考えています。「利用者さんの負担にならない、国の責任による介護報酬のアップ」を求めていきたいと思っています。

サービスが短時間になり、利用者さんへの関わりがとれなくなって、仕事が面白くなくなってきました。「ヘルパーの仕事、面白くないねん」とヘルパーさんから聞いたことがあります。時間が短い中、ちょっとサービスして 15 分だけお話を聞くということが実はあつたりします。利用者さんのことを思うから、私たちの仕事の専門性をもつ

と発揮して利用者さんを支えたいと思うからです。

「京都ヘルパー連絡会」は「ひとりぼっちのホームヘルパーをなくそう」と 2006 年に会を立ち上げました。現在、会員が 100 名程度。多い時は 300 人以上いましたが……。がんばっていますが、みなさんの力をお借りして「ヘルパーはがんばっているよ」と、このような集いで、みなさんに見ていただき、みなさんからも私たちに元気をいただきたいなと思っています。

新井 ありがとうございます。冷蔵庫の中にあるもので何とか調理する。ホームヘルパーの仕事はクリエイティブな、ないものから何かをつくりあげていく仕事だなと思いました。高齢者の方々が、さまざまな課題を抱える中でヘルパーは試行錯誤しながら支援しています。マニュアル化できないところが専門性の高い仕事ではないかと思えます。「総合事業」に組み込まれていくと事業所の経営が厳しくなります。今後ますますヘルパーの立場は厳しくなるのではないかと思います。第 8 期の介護保険制度では、要介護 1～5 まで総合事業に組み入れるのではないかと危惧しています。今まさに「だまっていたら、あかん」ということではないかと思えます。

総合事業ってなに？

2015 年（平成 27 年）4 月に介護保険法が改正され、介護の必要度が比較的低いとされる要支援 1、2 の方への介護予防サービス（訪問介護・通所介護）が本体の介護保険制度から外れ、各自治体による総合事業に移行した。正式には「介護予防・日常生活支援総合事業」と言い、略して総合事業と言っている。その結果、今まで全国一律であったサービスが各自治体の事業になったことから内容に違いが生じるようになった。京都市では 2017 年（平成 29 年）4 月から実施。

法改正の趣旨は、「市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの」としている。地域の互助の推進、その上で共助といった

考え方で進められ、公的なサービス（公助）は後退している。

変更点は

- ①従来の訪問介護は、全て専門職の資格を持ったヘルパーが支援をしていたが、京都市では、身体介護型ヘルパー、生活援助型ヘルパー、無資格の支え合い型ヘルパーの三様となった。
- ②支え合い型ヘルパーは 8 時間の京都市支え合い型養成研修を受けたのち登録し、高齢者の家庭を訪問して掃除や買い物代行等の生活援助（家事）を行う。
- ③ヘルパーの介護報酬は 3 段階に設定された。
- ④従来からの要支援 1、2 の介護認定手続きと並行して、新たに簡略化された「基本チェックリスト判定」が導入された。判定を受けたものは「事業対象者」として支援を受けることができる。

一巡しましたので、もう一度、他のパネリストの発言を聞かれて何か補足がありましたら…。

塩澤さんからお願いします。

総合事業についての補足

塩澤 お二人とも「総合事業」のあり方についてコメントをされました。現在、京都市は高齢者の「生活支援」について3類型でやっています。「身体介護型」「生活支援型」「支え合い型」です。福祉サービス協会では9割が「身体介護型」でヘルパーを派遣しています。

福祉サービス協会には現在、1300人のヘルパーがいますが、約半分が介護福祉士の資格をもっています。毎月研修会を実施し、ご利用者さんへの自立支援、よりよいサービスとは何かを勉強しています。「生活支援」や「介護予防」の視点から「専門職としてかかわらせていただけませんか？」とっています。

比較的元気な利用者には、全ての家事を代行するのではなく、電球を交換するとか、ちょっとした援助は地域の元気な高齢者にお願いする等の支え合いの仕組みをつくり活用していただく。

買い物も今はインターネットの普及で一步も外に出なくても何でも買える時代がきています。高齢者にはちょっと難しいかもしれませんが、時代は進んでいます。誰でも「人に会いたくない」とか「好きなお惣菜を買って食べたい」とか、ヘルパーに頼まなくてもそういう選択肢があっても悪くはないと思います。

福祉サービス協会の定年は70歳ですか、80歳まで仕事をすることもできます。地域貢献をしていただけるOBヘルパーもいますので、その方々に社会貢献をしていただける仕組みを福祉サービス協会でもつくっていきたくと思っています。



新井 定年が80歳とはすごいですね。「生活援助」は「家事代行」といわれますが、利用者さんの生活、暮らしぶりのアセスメント（調査・評価）をしっかりする必要があるのではないのでしょうか。その上で、本当に必要なものを提供することが大事だと思います。一律にメニューを決めてはならないと思いました。次に宮向さんどうぞ。

宮向 人手不足について。利用者さんの家に一人のヘルパーしか行けないわけです。仕事によっては一人で同時に二人分、三人分の仕事をすることもできる仕事もあると思いますが、ヘルパーには一人の利用者さんに対して一人のヘルパーで仕事をする。ヘルパーがいないと訪問介護ができないわけですが、その肝心の人がいな。募集をしても来ない。私の父親は60歳で会社を定年退職しました。うちの事業所が人手不足で「ちょっと手伝ってくれないか」と頼みまして、父親はうちの事業所でヘルパーをしています。もう一人、職員の妹さんが別の仕事からうちの事業所にこられました。身内ばかりです。

なぜ人がいないのか。賃金の問題もあるかと思いますが、一つはサービス提供責任者のあり方について問題提起が必要かと思っています。サービス提供責任者には決められた仕事がたくさんあります。デスクワークです。ところがそれに対して報酬がほとんどない。小さい事業所ではヘルパーの活動報酬しかないのですから、サービス提供責任者は自分の食い扶持は自分で稼げという訳です。訪問に出て利益に貢献しないといけないのです。

しかし決められたデスクワークも、それに上乘せされて仕事が増えていく。ヘルパーにしてみると「将来、自分もがんばってサービス提供責任者になろう」というキャリアアップのプランが見えない。「しんどいばかりでいいことはない」という気持ちになることもあるのかなと思います。サービス提供責任者のあり方についても、今後、報酬も含めて問題提起をさせていただきたいと思っています。

新井 人手不足で本当に大変だと思います。今、大学生にバイトが全くないんです。

9月末から大学が始まり、6人の学生に介護バ



イトを斡旋しました。さすがに「ホームヘルパーを下さい」とは言えないし、難しいと思います。一人で訪問して、見よう、見まねではできないので施設での介護バイトを斡旋していますが。ホームヘルパー事業は小規模でスケールメリットが小さい中で経営の収支をあわせるのは難しく、経営は厳しいと思います。これも介護保険制度の課題ではないかと思います。

それでは神田さんから。

人手不足について

神田 3年ほど前に在職していた事業所が人手不足のために閉じなければならないという経験をしました。利用者さんから「なんで？ なんであかんの？」と言われました。

私が所属する全労連の組合の調査で「介護の仕事をやっていてよかった」と思う訪問介護労働者が82.4%います。現場で仕事を続けている人は「なかなか面白い」と感じていると思います。しかし、それに賃金、労働条件がついてこないことには経営も難しいと思います。「サービスの短時間化」について利用者さんがどう感じているかなど、後で寸劇をしますのでも見てもらえたらと思います。

新井 介護報酬をどうしたらいいかという問題は介護保険制度の厄介なところかなと思います。介護保険制度のあり方をどう考えていくか。各事業所に支払われる介護報酬をどう考えるか。介護報酬を単に上げれば利用者負担に跳ね返る、小さな事業所は加算ができなくて、大きい事業所だけが加算がとれるということもあるかと思います。結果、賃金保障に結びついていないのではないかと。介護保険制度で、利用者さんたちの生活をどう守っていけるか、介護職員の生活をどう守っていけるか。さらに声を上げて「だまっていたらあかん」と発言していかないとだめだと思います。

この後、ぜひ質問等を投げかけていただけたらと思います。それではいったんパネルディスカッションを終わりたいと思います。パネリストの3名の方に拍手をお願いします。ありがとうございました。

北島 ありがとうございました。続いてヘルパー連絡会が「寸劇」を行います。





あらすじ

引き籠っていた一人暮らしのチカゾウさんは3年前から、ヘルパーさんに来てもらっています。

関わってくれた当初は援助拒否でしたが、ヘルパーさんが寄り添い関わってくれる事で気持ちに変化が起きました。

2020年コロナ禍の中でも頑張って来てくれるヘルパーさんとの会話から寸劇が始まります。コロナ禍だからこそ生活援助が重要であることを訴えています。

また、チカゾウさんからは、ヘルパーさんは命綱であることが訴えられました。



出演

チカゾウさん
神田知加子

ヘルパーさん
萩本良子



脚本
提供

櫻庭 葉子

京都ヘルパー連絡会



3-2 会場からの質問・意見と回答

新井 会場から質問をたくさんいただきました。

「介護報酬が減った中でヘルパーの時給や給料はどうされているのでしょうか？伸びていないとか、減らされているとかあるのでしょうか。それとも事業所は赤字でも補償しているのでしょうか？介護報酬が減る中でヘルパーさんの報酬はどうされているのでしょうか？」

各事業所からいえる範囲でお答えください。神田さんから順にお願いします。

神田 時給を下げることは絶対したくないので、私は労働組合もやっていますので定期昇給やベースアップもしています。法人では時給が下がることはありません。介護報酬には基本報酬とそれに乗せする加算分がいくつかあり、例えば2019年10月に創設された「介護職員等特定処遇改善加算」などを積極的にとるよう事業所としては求めていきますが、報酬自身が上がらないことにはやっていけないです。並行して運動としてもやっていけないと思います。人件費を抑えることはしないし、したくありません。そんなことをしていたらヘルパーさんが、辞めていきます。人件費は下げているません。

宮向 時給は上がっています。介護報酬が下がっていく中で時給を上げるためには、ヘルパーさんはたくさんのケースを担当しています。一件あたりの時間が短くなっているの、細切れの訪問が増えていかざるをえない状況です。人手不足の中で時給を下げることはできないので、そのように対応しています。

塩澤 京都福祉サービス協会は措置の時代から「身体介護」と「生活援助」（当時は家事援助）で時給の差はつけていませんでした。「身体介護」も「生活援助」も同じ時給にしていました。1時間、目一杯「生活援助」をするのと専門的に「身体介護」に関わることも同じ評価としてきましたが、現在

は「生活援助」の介護報酬がダウンしてきていますので、「支え合い型」も含めて「生活援助」の手当に差を設けているのが現状です。ただ全体的に手当を下けているかという、そうではなく、コロナの影響で厳しい状況ですが、ヘルパーには自腹を切ってマスクを用意してもらおうとか、ご苦労もあるのでむしろこういう時期だからこそプラスαの手当を上乗せしています。

新井 みなさんの事業所が民主的な所なのかなと思います。全国の事業所を見ると「介護報酬に応じて下げる」という所もあるかもしれません。そうするとヘルパーは辞めていくのではないかと思います。各事業所で赤字覚悟ではできませんので、利用者に跳ね返らない形で介護報酬をしっかりと見直す必要があります。「介護報酬における人件費の割合はどれくらいか」を明確にしていけないとダメかなと思いました。

次の質問。採用担当の方からです。資格の有無やバイクの運転の可否、ヘルパーさんの採用が難しいと感じている日々です。しかし、やってみると楽しい、自分の人生が豊かになったという新人のヘルパーさんの声も聞きます。そこで、

「未経験の方が安心してヘルパーの仕事にチャレンジする気持ちになる、未経験の方をちゃんとヘルパーに育成する工夫を教えてください」

というものです。

実際やってみると「いい仕事だな」と思う。ゼミ生も働く中で「大変だけど、いやな仕事ではない」といいます。そういう人たちを増やしていくためにお知恵を欲しいということですが。

神田 未経験の人は新しいスポンジのように吸収がいいと思います。人それぞれ性格もあるので、その人の持っている個性と利用者さんとのマッチングもあり、合う、合わないがあります。それを見極めるために、利用者さんのところに管理者や一定の人間が引き継ぎを込めて一緒に行きます。

「私たちはこういうふうに、こういうポイントで援助している」と伝えながら同行しています。引き継ぐ中身や利用者さんの人となりや踏まえて伝えることをやっていきます。マッチングとか、未経験で「どこまでやったらいいかわからない」とか「やりすぎたらだめよ」ということもあり、先輩ヘルパーさんが同行訪問して「どう感じたか、何をすればいいか、何をしてはいけないのか」を吸い込んでもらうために配慮をしながら期待をかけて、時間をかけて指導しています。

宮向 未経験の方で心配されるのが「一人で利用者宅へいくのがこわい」という事です。事業所では新しい方に3つの対応をしています。

一つ目は「利用者の詳細な手順書」を見てもらいます。利用者ごとに「どういう援助をするか」「こういう時はどこに連絡するか」とか、全部、書面に書いてありますので、それを見ると、ある程度はわかります。

二つ目は「同行訪問」です。先輩と一緒に行って援助の仕方を見て自分がしていることを見てもらう。慣れるまで複数回、同じ利用者さんのところへ二人で行きます。

三つ目は一人で訪問し「心配なことがあった場合は事務所に連絡をしてもらう」。必要があれば事業所から行ってヘルパーが困っていることを手伝うことにしています。利用者さんによっては対応が難しい方もあり、経験を積んでもらうようにしています。

塩澤 「未経験の方でも安心して仕事をして貰える」とアピールしていますが、これはすぐに現場に一人で行くということではなく、経験豊富な正規職員ヘルパー等が1カ月間一緒に同行することでスムーズにひとり立ちをできるような支援をしています。

新井 1カ月間の同行訪問の間、新人ヘルパーにも給料は払われます。未経験の方がひとり立ちに長くかかれば事業所の負担も増えます。正規職員のヘルパーの時間もとられるわけですね。

塩澤 座学や研修も大事ですが、現場に出てサポー

トをするのが大事で、できるだけ背中を押してあげられるのが、ほぼ1カ月だと考えています。

新井 「ヘルパーの仕事はマニュアル化できない」ということですが、マニュアル化できることはしていき、できないところはサポートしていくことが大事なと思います。各パネリストに質問を受けていますので紹介して回答していただけますか。神田さんから。

神田 5件、質問がきています。先ず2件お答えします。

「コロナの時、通所介護（デイサービス）に行くのを控えて自宅にヘルパーを頼まれた方はどれくらいありますか？」

家族がおられて、「通所介護（デイサービス）に行かないでほしい」ということでした。この方は、通所で入浴を週2回、家（ヘルパー）で1回、合計週3回の入浴でしたが、ヘルパーによる入浴介助を週2回に増やしました。外に出ていく通所介護が減り利用者さんがうつ状態になったということで、1カ月間だけのヘルパーが増回になり、その後、家族が「通所に行った方がいい」と判断されました。

もう1件。

「45分の援助時間では買い物に行って帰るだけで30分かかる。他に何もしてもらえない。もう少し、時間延長をしてほしいと声を上げてほしい」

本当にそう思います。近くにスーパーがあり、そこに行くだけで欲しい物が間に合うならいいが、距離が遠いと移動の分も援助時間に含まれますし、45分では買い物代行の援助をできないと思うので、「短時間化」されてきた弊害があります。

「生活援助」が120分だった時も経験していますが、「短時間化」されても仕事の中身はいつものです。今は超特急ですよ、洗濯機を回して何かをして。短時間化された影響の調査結果が出ているので、みなさんで声を上げていきたいなと思っています。

宮向

「ヘルパーさんには『これは手伝ってはだめ』という作業リストがあるのですか？」

という質問です。

「利用者にとって、できること、できないことは、みな違います。簡単なことといわれても身体が不自由で、できないこともあります。1カ月前までできたことが、できなくなることもある。役所や事業所からは「これは手伝ってはダメ」という作業リストはありませんが、厚生労働省の文書等で「こういうことをしてはダメです」ということはあります。「ペットの世話をしてはいけない」「同居家族の世話をしてはいけない」など明確に書かれている通達があります。そのような通達に則り、できること、できないことを判断しているということです。

だから往々にして1カ月前にできたことができなくなることもある。だけど、ヘルパーは必要に応じて支援します。「今日は体調が悪いのでこれをしてほしい」とヘルパーに伝えていただければと思います。

塩澤

「専門性を上げて、ヘルパーの評価を上げなければならぬ一方で、買い物代行とか、資格がなくてもヘルパーになれると募集するのは一見矛盾していませんか？」

という質問です。

高校生作成のポスターで「買い物手伝ってくださいませんか、ヘルパーを募集しています」とハードルを下げるのは、決してヘルパーの資格がいらないということではありません。初任者研修を受講してもらわないといけません。が、「ひよっとしたら私でもできるのではないか」とPRするためのポスターですから、ご理解下さい。

総合事業の「支え合い型」は資格はいりませんが、8時間の京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修を受け登録してもらわないといけません。そういう養成研修も京都福祉サービス協会は委託

を受けてやっています。

新井 養成研修の申し込み者は多いのですか？

塩澤 「支えあい型」ヘルパーの仕事ができるということで申し込みはあります。高齢者もいますが、40、50代の方もいます。登録者は結構、増えています。「もっと専門的にがんばってみたい」という方は、「支え合い型」で登録してから後、3か月間の初任者研修（130時間）を無料で受講し、ヘルパーの資格をとることもできますので、「支え合い型」から介護保険の仕事へ移っていただくこともしています。

新井 具体的にどれくらいの応募者ですか。100人くらいですか。「支え合い型」に力を入れておられると思いますが。

塩澤 養成しているのは1年間に30人近くですが、「支え合い型」の昨年度の登録者数は8人です。

新井 今の数字を聞くと「支え合い型」もなかなか軌道に乗っていないのではないかなと思いました。

塩澤 もう1件の質問

「人材確保と介護保険制度の展望について」

未経験の人も1カ月で在宅訪問介護員と同行するというのを申し上げましたが、今年度初め、高校の新卒生を在宅介護員に採用する予定をしています。高校生は「生活援助」といっても、一からとなりますが、今後、高校生をどう育成していくかが大きな課題かと思います。高校生にも門戸を広げていくために各高校を回り、無料で「高校生のための介護初級講座」を実施し認知症のことや高齢者の疑似体験、例えば視覚が狭くなるアイマスクをつけるとか、腰に錘をつけて歩行するとかをして学んでもらいます。

将来的に介護の仕事に関心をもって欲しいと考えていますが、「おじいちゃん、おばあちゃんを大事にしないとイケない」という感想もあり、こう

いう活動を地道にやっていきたいと思っています。高校で無料研修をできますので、よろしくお願ひします。

新井 各事業所で地道な活動をされているなと思いました。

神田さんから、さらに質問はありますか。

神田

「生活援助が60分から45分になって、45分で収まらない場合ヘルパーさんがボランティアの形で働いているようですが、それが暗黙の了解のように感じます。それを使命感として、できない人は、仕事に対する熱意がないと受け取られるのか」

という質問です。

ボランティアをやっているから偉い、ボランティアをしないから偉くないということではなく、時間の中で援助が終わらないくらい仕事が過密になっていることが問題で、援助時間が短くなったのにやることは決められているので、「ちょっと残らないと中途半端では終われないな」ということはあると思います。次の訪問の移動も考えて計算して5分、10分延長することがあつたりします。毎回、援助が終わらないのであれば援助の見直しが必要だと思います。次に訪問するヘルパーに後のフォローしてもらおうとか。すべてにおいて時間が短くなってきていることが、現場のヘルパーにしわ寄せがきていると思います。

次の質問は

「要介護1～5の方が総合事業に組み入れられるということですが、最初、要介護1、2だけではなかったですか。本人が望む場合と限定されていると理解していますが」

最初、要介護1、2の生活援助が保険給付から外され総合事業に移行するとニュースで聞きましたが、実は要介護1～5までで「省令改正で要介護1～5の方の生活援助を総合事業に移す」と言われています。パブリックコメントを先月短期間でしたが送りました。その報告が出ない中、

どんどん押し進められようとしている。それが国の動きだと思います。

「省令改正が、さらなる改悪の突破口になりかねない」と指摘する方もいます。「要介護者の受給権にかかわる重大な改定を省令変更で行うことは認められない」と某新聞にも載っています。「総合事業を使っていた人が要介護になった時も、総合事業を使える」という解釈を国はいつているようですが、そもそも介護保険に「総合事業」をつくった時点で「どうなのか?」と疑問をもちます。

介護保険の制度が「総合事業」として自治体に投げられた。それがおかしいと思います。国は着々と、虎視眈々と狙ってきているので、私たちが声を上げていかないといけないと思っています。

次は利用者さんからの声です。「生活援助があるから生活ができています。ヘルパーの介護報酬を上げてほしいと思っています。寸劇は私の日常です」。いつも応援していただいてありがとうございます。

新井 いただいたご質問に、すべてお答えはできていませんが、もし会場で発言を希望される方があればどうぞ発言してください。

今日のシンポジウムでは、介護事業所のアンケート調査を報告し、パネルディスカッションを行い、ヘルパーの3つの事業所から報告をいただきました。今回の「市民ネットワーク」の企画として「ホームヘルパー」に焦点を当ててきましたが、今、ヘルパーは厳しい状況に追い込まれています。寸劇でも「45分で洗濯などの家事をしたりすると、すぐ時間が過ぎてしまうのではないか」「時間設定が高齢者の支援に合っていないことが問題ではないか」と強調されました。

高齢者の一人暮らしの方は、普段ががんばっておられると思います。せめてヘルパーがいる時くらい甘えていいのではないかと個人的には思いますが、国はそれを許してくれません。「要介護を悪化させるから」と認めない。措置制度の頃は、それが許されていたのに「介護保険制度はみんなで介護保険料を払い、みんなで支えているから、それは認められない」と国はいいます。

寸劇であつたように、配食サービスも毎日となると飽きてくる。食欲もなくなる。ヘルパーが利

利用者の状況に応じて調理することは専門性が高いからではないか。ヘルパーは生活全般を見て支援していく。その時々状況判断をしていくことが、ヘルパーの専門性ではないか。利用者さんの身近な存在がヘルパーであり、訪問するヘルパーが利用者の状況をわかり、高齢者の在宅生活を支えていく上で重要な役割を果たしています。それが今、評価されていないことが問題ではないかと考えます。

総合事業での支え合い型ヘルパーや地域のボランティアが、埃だらけの生活をしている人に定期的に働きかけられるでしょうか。専門性のあるホームヘルパーが継続して働きかけていくことが大事で、寸劇であったように「援助拒否」のある方への支援は簡単ではなく、時間をかけて関わることになり、ヘルパーの必要性が、より高くなるのではないかと思います。

最近、気になったニュースですが、長野県安曇野市で特別養護老人ホームの入居者がおやつをドーナツを喉に詰めて窒息死した事件がありました。准看護師の女性が業務上過失致死の罪に問われ、高裁で逆転無罪になりましたが、介護現場で働く職員にとってはプレッシャーになると思います。運営する事業所に対しても安全の配慮の義務を怠ったとして、民事の損害賠償請求がされましたが、和解が成立したと聞いています。

また今月(10月)初め、広島県三次市で訪問介護事業所のヘルパー経由と言っているのかどうか、コロナに感染して利用者さんが亡くなった。訪問介護の事業所が管理責任を民事で訴えられ、損害賠償で4400万円請求されている。これは多分、ヘルパー経由でコロナに感染したとしても、うつそうとしてうつしたわけではないので、棄却されるのではないかと思います(後日、和解されました)、負けてはいられません。「だまっていたらあかん」と声を上げていかないとダメです。

待っていても変わらない。待っても、いい総理大臣が出てきて福祉に力を入れてくれるかという、そうではない。現場から声を上げていって変えていく、提案していかないといけない。現場の声を吸い上げて「あかんことは、あかん」といっていき。厳しい状況下、「だまっていたらあかん」と声を届けていただき、私たちが発信していきましょう。

高齢者の方、事業所で働く介護職員の方々の、よりよい生活のために、政策を変えていかなければならないと思います。今日のシンポジウムも、そういう期待を込めて私も参加させていただきました。みなさんから、もう一言いただけましたらと思います。

塩澤さんからどうぞ。

塩澤 数年前に現場のホームヘルパーで60歳の若さで亡くなった方がいらっしゃいました。その方は生前、どんな難しいところでも行ってくれた有能なヘルパーでした。「これからどんな介護を自分は希望するか」を語ってくれていますので、その方の文章を読ませていただきます。

「ヘルパーさんが一粒、植木鉢にかぼちゃの種を植えた。芽が出て蔓が伸び、利用者さんも初めて見るかぼちゃの花や蔓を巻く様子に驚きと感動で、ヘルパーさんといっしょに楽しみに眺めておられた。蔓は一夏かかってどんどん伸び、ヘルパーさんは訪問すると庭に出て、かぼちゃの生育を楽しみにしていた。ところが利用者さんは伸びる蔓が近所迷惑になるので困ってしまい、『蔓をとってほしい』とヘルパーさんに頼んだ。ヘルパーさんは『もう少し、もう少し』といて、なかなかとってくれない。この話を聞いて私も同じようなことをしているのかもと思った。自分勝手な思い込みで自己満足で、自分の喜びを相手の喜びと勘違いして相手に苦痛を与えていることがあるのではないかと、ちょっと自分を振り返って考えさせられる話だった。私たちにはわからない周りとの関係、そして人とのかかわり、自分の人生があるように、それぞれの人生があることを、ついつい忘れがち



になる。苦しみ、喜び、悲しみを幾度なく乗り越え、その人の今、歴史と重い人生がある。私たちがヘルパーとしてかかわるのは、その人の長い人生にとってはほんのひとつき。このひとつきを大事にしたいと思う。私も、いつかはお世話になる時がくる。その時、笑顔で訪問してくれるヘルパーさんは、私の生き方を大切にしてくれる人がいいなあと考えている」

この方は現役のままで亡くなられたので、ヘルパー派遣をご自身が受けることはありませんでしたが、そういう立場になった時、「こんな介護をしてほしい」という思いが詰まった文章かなと思いました。その意思を受け継いで私たちががんばっていかないといけないなと思っています。

新井 ありがとうございます。では宮向さん。

宮向 私はいつも「この仕事は『ちょっと、それ取って』という仕事だな」と思っています。食事をしている時、「お醤油がほしいな」と思う。お醤油が向こうの方にあつた時、「ちょっと取ってください」「いいよ」と、取ってもらえる。取ってあげる人は、そんなにたいしたことではない。取ってもらった人からすると、ありがたい。取ってもらえなかったら、おいしくない食事をしないとイケない。動いて取りに行くのは大変ということで「ちょっと、そのもの取ってくれませんか？」という仕事かなと思います。

ヘルパーの仕事は専門性もあつて大変だといわれますが、難しい機械の操作をしないとイケないとか、複雑な知識を使って仕事をするのではなく、ちょっとした思いやり、心で多くの人ができる仕事だと思います。それで助かる人がたくさんおられると思いますので、ぜひこれからもヘルパーが増えるように、利用者が安心して生活ができるようにやっていきたいと思っています。

新井 ありがとうございます。では神田さん。

神田 京都ヘルパー連絡会代表の櫻庭葉子さんがプログラムに書いている文章の中に「『生活援助は家事代行にすぎない』とか『 unnecessary 家事代行が家事不能をつくりだす』という批判する人たちが

一部で見受けられ、介護保険 20 年の今日、何度も繰り返された生活援助外しがありました。ホームヘルパーが行う生活援助は、生活に密着した支援であり、それによって利用者は日常生活を回復されている。つまり家事援助は生活の根本を支える大事な柱であります。これによって支えられてきたものが、介護報酬を下げた結果、ヘルパーの人手不足がより一層深刻化し大きな課題となっています」とあります。私はこれを強調したいと思います。

もう一つ強調したいことは、今日の私の話の中で「ヘルパーさんって、そんな仕事をしているのか、そんなふうに感じてやっているのね」と思っていただければ、うれしいと思います。私の思いも「だまってたらあかん」という意味で、みなさんに聞いていただけたのかなと思っています。今日はありがとうございました。

新井 ありがとうございます。パネリストの皆さん、それではこれでシンポジウムと質疑応答を終えたいと思います。ありがとうございました。

北島 ありがとうございます。パネリストのみなさん、コーディネーターの新井先生、長時間にわたる熱心なご討議ありがとうございました。会場のみなさま、ご清聴いただきありがとうございました。会場の皆さまにはアンケートのご記入をお願いします。



4 閉会のあいさつ

京都ヘルパー連絡会 代表

櫻庭 葉子



みなさん、今日のご参加いただきましてありがとうございます。102名の方のご参加で盛大に終えることができましたこと、「よりよい介護をつくる市民ネットワーク」を代表して、心よりお礼を申し上げます。

「だまってたらあかん」というタイトルをずっと続けてきています。今、国も自治体もコロナを盾に介護保険の制度を改悪しようという動きがあります。会場には京都市内にお住まいの方がおられると思いますが、敬老乗車証を使えなくするという案も出ていたりして、「だまってたらあかん」と、市民のみなさんが一人ひとり、日々の生活の中で実践していただくことが大事ではないかと思っています。

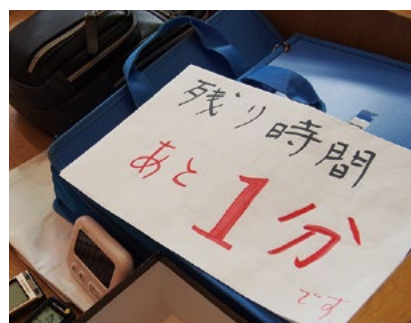
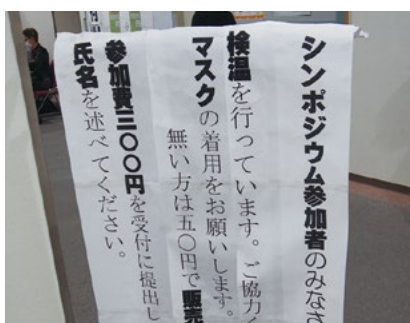
感染症対策をしながら現場のヘルパーは日々、仕事をしています。「感染するのがこわい」と退職する職員や休職する職員も出てきています。その中で、どこの現場も少ない人数で精いっぱい回しているのが実態です。ヘルパーは、一回あたり訪問してなんぼ、稼いでくることをしなければ、いくら利用者さんの生活を支えようとしても、現場のヘルパーさんが感染症対策をしながら訪問をしなければ事業所は経営が成り立ちません。

ヘルパーさんたちの努力の中で、ヘルパーのみなさんが利用者さんの生活を支えていることを、今日はたくさん知っていただけたかなと思います。

また来年に向けて、みなさんと共に第6回目のシンポジウムでお会いできる日を心よりお待ち申し上げます。

今日はありがとうございました。

ギャラリー



開催DATA

日時 2020年10月25日(日) 13:30～16:30

会場 ひと・まち交流館 京都 大会議室

主催 よりよい介護をつくる市民ネットワーク
 NPO 法人 きょうと介護保険にかかわる会
 NPO 法人 助けあいグループりぼん
 京都ヘルパー連絡会
 高齢社会をよくする女性の会・京都
 マイケアプラン研究会

後援 公益社団法人 認知症の人と家族の会京都
 男性介護者と支援者全国ネットワーク
 ふれあいネット京都
 ケアを考える会
 京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会

資料

5-1 講演要旨

2020年10月25日

介護崩壊を背景としての介護保険20年の歴史

佛教大学社会福祉学部
新井 康友

介護保険制度20年の評価は、「介護の社会化」を図る目的で創設された介護保険制度だが、「介護の社会化」は実現できず、「介護問題の社会化」に留まった。介護支援専門員（ケアマネジャー）の登場により、福祉事務所の職員ではできなかった介護ニーズの掘り起こしはできた。

介護保険制度施行により、株式会社の参入による供給主体の多元化は、介護サービスの量的拡大をもたらした。介護サービスの量的拡大により、介護サービス事業者間に競争原理が導入され、ケアの質が上ると言われたが、労働集約型の介護サービスで利益を追求すると、ホームヘルパーなどの介護職員の身分保障や待遇の悪化を招くことになった。介護職員への労働強化は、離職者の増加や就職希望者の減少に繋がり、介護現場は深刻な介護人材不足になった。そして、多くの介護福祉士養成校は定員割れとなり、募集停止する養成校が多い。そこで外国人介護士へ期待したが、コロナ禍では新たな外国人介護士が入国できず、今では入国の見通しすら立たない状況である。

この間、6回の介護保険法の改定が行われた。2015年の介護保険法改悪で「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）を実施し、要支援者はホームヘルプサービス（介護予防訪問介護）、デイサービス（介護予防通所介護）が利用できなくなった。

総合事業は、提供されるサービスの種類や量が各市町村の裁量で実施される。サービス単価は介護保険制度の給付よりも安価に設定され、サービスの担い手もボランティアなど無資格者でも可能である。介護保険制度は介護「給付」で受給権があるが、総合「事業」は受給権がないため、総合事業の場合、需要が見通しを上回り予算が足りなくなれば、サービス提供が滞る可能性がある。

財務省・財政制度等審議会は、要介護1・2の者へのホームヘルプサービス（介護予防訪問介護）、デイサービス（介護予防通所介護）についても、生活援助型サービスをはじめとして、全国一律の基準ではなく地域の実情に合わせた多様な人材・多様な資源を活用したサービス提供を可能にすべきと建議した。つまり、ホームヘルパーの「生活援助」の専門性を否定する考えを示した。財務省は、ホームヘルパーの「生活援助」は「必ずしも自立支援につながっていない」と断じ、介護給付から除外すべきと強く訴えている。言うまでもないが、ホームヘルパーの「生活援助」は「家事代行」ではない。

2021年4月から第8期介護保険事業計画が始まるタイミングに合わせて、省令改正案が示された。その内容は、要支援者向けの総合事業の対象を要介護1・2の者だけではなく、すべての要介護者（要介護1～5）までに拡大することであり、要介護者を介護保険制度の介護給付から除外する可能性がある。今まさに「だまっていたらあかん！」状況である。

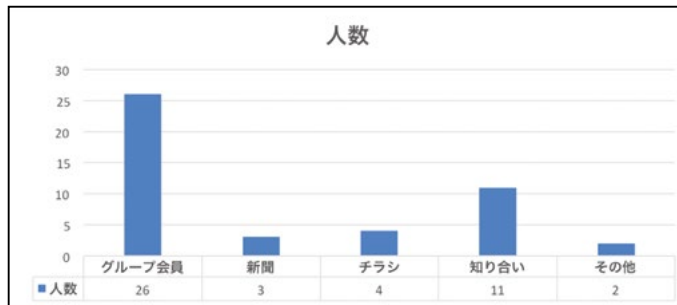
省令改正案の内容は、20年前に約束した「介護の社会化」とは逆方向に進んでおり、介護保険制度を崩壊させかねないと言える。

(第5回シンポジウムプログラム所収)

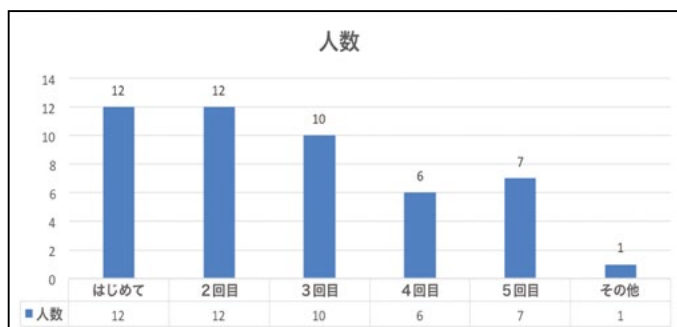
5-2 アンケートと集計結果

当日に会場でお願ひしたアンケートの集計結果です。
48名の方が回答してくださいました。

Q1 今日のシンポジウムはどこでお知りになりましたか（複数回答可）



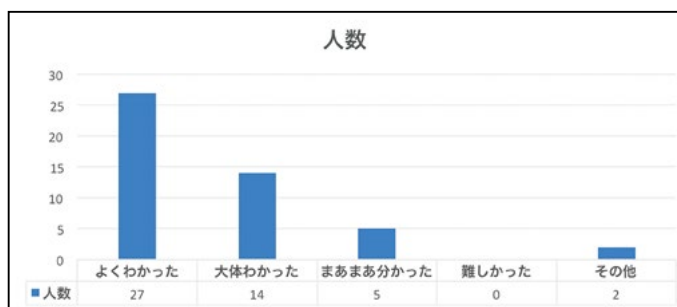
Q2 シンポジウムの参加について



Q. 次回も参加しますか？

次回も参加する	21人
参加しない	0人
わからない	3人
記入無し	24人

Q3 全体としての感想



Q4 コーディネーターへの感想

- A4**
- 現場経験に基づく具体的な話でわかりやすかったです。パネリストの発言を引き出し、まとめられ、熱のある発言ありがとうございました。
 - 「だまってたらあかん」のテーマに沿ったお話もよかったです。
 - 介護保険のことについて、ご自身の経験から様々な話をされ問題点がよくわかった。もっとみんな

なが声を出して「だまってたらあかん」につなげたい。

- 現場を知っておられる先生で、とてまご利用者やヘルパーの見方で発言していただけてうれしかった。
- コロナをふまえて、大変よいテーマ（企画）と思います。介護保険前のことを聞いてよかった。
- 介護保険 20 年の振り返りで変化、特に悪い方向に変化していることが理解できた。
- 京都市のヘルパーの現状とか全国的な動向の話も含めてしてもらえたらよいと思いました。
- もう一段の介護報酬の切込みが欲しかった。
- 高木博史氏の「介護労働問題は何か語られなかったのか」という本を以前読んだことがあります。また 1980 年代に看護師の、それから十数年前に介護福祉士の待遇改善のデモがあったが、こういう運動に関して話を向けてほしかった。私の甥も社会福祉士ですが、バーンアウトしてうつ病になり、現在無職です。現場の不満をもっと聞きたかったです。
- 問題点の指摘や整理はよくわかりましたが、その問題点の改善のため、制度をどうすべきか、制度をよりよくしていくためには、どういう活動や方法が必要かを聞かせてほしかった。
- 若い人はあまり経験されてないので、高齢社会をもっと経験してほしい。
- 早口で年寄りには判りにくかった。時間の制約はあるだろうが、高齢者に理解できるようにゆっくり話してください。

Q5 パネリストへの感想

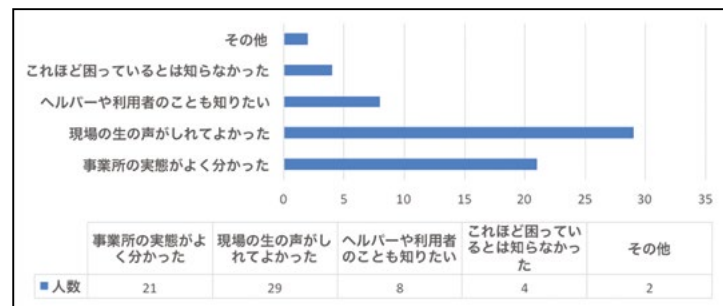
A5

- ごく切実な実態が見てとれた。現場（利用者と個々のヘルパー）をとてま大切に考えておられるパネリストばかりだった。
- 措置からの変化、生活援助と身体介護、総合事業、人手不足、介護報酬の減、専門性、コロナ…など幅広くヘルパーの実態と課題が明らかになりました。よかったです。
- 措置の時期のヘルパーの話が興味深かった。高齢者の生活を尊重し、尊厳が守れる援助が可能な制度に変えていかなければと思う。
- 生活援助の内容がよくわかった。
- 利用者に寄り添った介護サービスの提供をしたいと思っていることと、介護保険サービスの制約の中での苦悩がわかりました。
- よく勉強していると頭が下がります。理想ではなくリアルな現状の話を聞いて良かった。
- やっと現場の声が聞けた感があります。
- どの方も現場での経験に裏付けられているので、説得力がありよかった。
- 生活援助と身体介護が分けられていることに不条理を感じた。
- 第 8 期介護保険の動向がわかりました。その中でのヘルパーさんの影響や受け止め方がわかり、受け止めることができました。
- ヘルパーはケアマネジャーより身近だと思います。
- 報酬の少ないのが、仕事の魅力の減少につながっているのでは？と最後に感じた。具体的に介護の仕事の大切さを学校教育の立場で教え、そしてヘルパーの報酬を上げるべく活動を立ち上げてください。
- 人材の育成が各事業所で工夫されているとわかりました。福祉サービス協会が力を入れて、人材育成・教育をされているのでさすがだと安心しました。他の小さな事業所等の教育・研修も受けもらえるなら知りたいとも思いました。
- 個々の現場の状況はわかったが、問題分析という点では不十分に感じた。
- どこもヘルパー不足は切実ですね。ヘルパー不足の深刻さをあらためて認識した、みんなで考

えないと。

- サービス提供責任者のデスクワークには介護報酬が加算されないことを初めて知りました。
- 現場は女性ですが、やはり経営側は男性が多いですね。神田さんの喋りは自分の言葉で分かりやすく話され良かったと思います。しかし“オッサン”は生存に絶対必要な「料理」もできない生き物として認められているのが情けなくもあり、さっさと料理できるヘルパーの能力はすごいと思います。
- 福祉サービス協会塩澤さんの話は歴史を踏まえて、介護保険の変遷がよくわかり良かった。また制度から支援を考えるのではなく、利用者に何が必要かを考える姿勢は大切と思った。宮向さん神田さんのお話も実際のご苦勞がよくわかった。
- 塩澤さんの最後の話、60歳のヘルパーの話が大変共感を覚えました。

Q6 訪問介護事業所実態調査について（複数回答可）



Q7 寸劇についての感想

- A7**
- バッチリやわ、楽しかった。訴えるものが伝わる寸劇でした。
 - ヘルパーのご苦勞が大変よくわかる、しんどいがやりがいのある充実した職業と思った。寸劇のシナリオを作るのも時間がかかったでしょうに楽しめた。介護保険スタート時と、制度が定着した今の差がクリアに描かれていた。上手でおもしろかったです。
 - 利用者の方と心をかよわせるヘルパーさんの継続した仕事は大切な仕事で、専門性を評価した報酬に引き上げが必要と強く思いました。
 - 臨場感あり。現場の様子が目に浮かびました。
 - 掃除機がうまく手作りされていると思いました。日ごろお忙しいので無理なのかもしれませんがセリフを覚えておられると、もっと面白くなると思います。
 - 今年はストーリーとしてはよくできているが、少しシンプルに短くする方がインパクトあるかも。
 - 心温まる演技に大きな拍手を送りました。
 - 生活の大切さがよくわかりました。ヘルパーのバタバタ感もよく出ていました。
 - ヘルパーと利用者の信頼関係が構築されていく様子、これがヘルパーの醍醐味ですね。
 - はじめヘルパーの訪問を拒否される利用者さんはおられます。あきらめず訪問し続けて関係を築き、その方の生活を支援していくという専門性を、わかりやすく伝えておられて良かったです。
 - ヘルパーの実情、生活援助時間の短縮のことがよくわかりました。生活援助 90分ありますね。
 - 特に必要ない。パネリストの方々の話を聞きたかった。
 - シンポジウムの清涼剤として良かった。
 - いつも面白く、ヘルパーさんと利用者との実態がよく分かる。また楽しみにしています。コロナ禍でその努力におんぶしている政治を変えなければと思います。

Q8 当会へのご意見・要望など**A8**

- 一貫してヘルパーに絞って深められるテーマ設定がとてもよかったです。
- 他のサービス事業者、ケアマネ、医療関係の方にも聞いてほしいです。
- 京都のいくつかのグループが一つになって一つの問題を考えていくところが良かった。大切な集まりだと思った。みなさんの熱心な感じが伝わってきた。
- 介護保険制度が少しでも良くなり、介護業界で働く人が喜べるよう頑張ってください。
- 5回継続していることに敬意を表します。ただ、100名の参加者が10名に伝えても1000人にしか届かず、制度を変える力としては弱いと思います。
- 5回目ご苦労様です。具体的な介護保険改悪に対する行動が必要ではないか。
- 総合事業へ要介護1から5の生活援助を移行する介護保険の根本にかかわる改悪を許さないと声を上げてほしい。
- 若い方や福祉系大学へ呼びかけしてみても。
- いつも前向きで問題提起していただけるので、頼もしいです。
- 引き続き、頑張ってもらいたい。「だまっていたらあかん！」はその通り。しっかり問題点を行政と市民にアピールして行ってほしい。
- 介護保険がどのように変化したか、よく知らなかったのが、勉強できた。
- 超高齢者の激増、若い人の激減。他業務も人手不足になり、介護現場はますます外国人を受け入れざるを得ないので、同調圧力の染みついた日本人には意識を変える努力がいるでしょう。
- 5団体のそれぞれの会の違いがシンポジウムに活かされてよい。今後も5団体で続けることが良いか・・
- なぜ人手不足か？コムスン事件が大きく影響している？義務教育、高等教育の中で憧れの仕事、なりたい職業などからケア関係が抜けている実情がある。専門学校も減っている。根本を問うべきか。
- 行政の福祉課の担当者を会に要請してほしい。
- 総合事業と介護保険の関係がよくわからない。

Q9 介護保険についてのご意見等（京都市行政への要望等）**A9****<京都市への要望>**

- 国の制度設計に京都市の制度も影響されるのはもちろんですが、「おかしい点はおかしい」と国に対しても提言すべき。京都市独自のビジョン、公的な責任を果たして欲しい。
- 行政の思いがわからない。議員は何をしているのか。介護保険がますます改悪されて行こうとしている。今回ホームヘルパーに絞って議論されたことはいいことだが、そもそも介護保険制度の全体像が見えにくくなっている。細かく細分化しすぎている。本来の目的「自立にむけて」という理念が忘れられている。企業参入によってサービスが充実しなかった。より専門職員による事業展開が必要（福祉的視点）。市、府、国からの視点のシンポジストも欲しい。
- 京都市への要望。聞くとところによると、京都市は財政を理由に敬老乗車証の見直ししようとしています。コロナ禍から見てきたことは高齢者が感染をおそれ、外出をしなくなったことです。その結果、足腰が弱くなり、介護保険を利用せざるを得なくなる方が増加したように思います。敬老乗車証を利用するごとに費用負担が少しでも必要になれば、市バス、地下鉄を利用した外出がますます少なくなり、健康維持がますます困難になり、結果的に介護保険を利用せざるを得なくなるように思います。財政的にはどちらが有利なのか真剣に考えてほしいと思います。

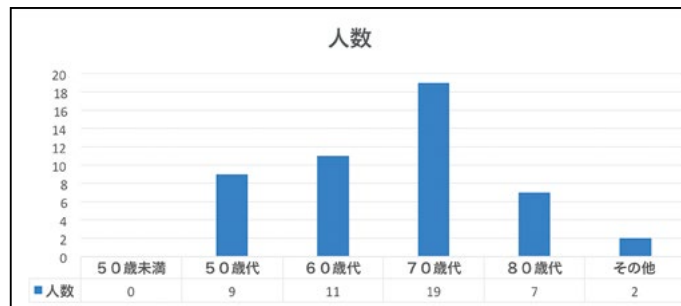
- 現場の実情をしっかり受け止め、京都市も国も考えるべきです。
- こういうシンポジウムに担当者の出席を求めたい。政治家に来てもらえたら…。
- 認定審査会の外部委託は廃止すべき。申し出も郵送ではダメ。コロナ加算の算定は介護認定を無視しているのではないか。
- 介護保険の利用を必要としないよう、認知症予防や「生き生き百歳体操」を実行してもらいたいと思う。
- 自分のこれからはより心配になってきた。

<介護保険制度についての意見・その他>

- 総合事業の報酬を介護保険と同等にして、受け皿を作るようにして、専門職による必要なサービスが利用できる制度にしてほしい。
- 介護報酬を上げ、ヘルパーに援助してもらいたい。すべての基本報酬を大幅にUPすること。
- 在宅を支える要のヘルパーを確保すること。国に報酬アップの意向を上げてほしい。
- 45分では話し合う時間もない。心を通わせ合うのは家族・友人で、ヘルパーに求めるのは違うとは言うが、今の高齢者の孤独がよくわかる。掃除しなくていいから一緒にお菓子を食べてお茶しようと言われたとヘルパーから聞いたことがある。
- 障がい福祉並みに、利用者のニーズに沿った制度にしていきたいです。
- 訪問介護の給付単位を訪問看護なみに引き上げる。社会的地位の向上。
- 本質的に自民党政治は国民（金持でない普通の国民）に向いていない。

Q あなたについて

A <年齢>



<職業>

学生	0人
無職	10人
年金生活者	16人
有職者	19人
未記入	3人

ヘルパー管理者 福祉関係 社会福祉法人職員 相談員 介護施設元職員 ヘルパー 事務 個人事業主 京都市会議員 団体職員 主婦 バレエ講師 自由業 地方公務員 介護職員 元ケアマネ

<お住まい>

京都市内	33人
京都市外	11人
未記入	4人

向日市 大阪市 亀岡市 長岡京市 宇治市 大津市 島本町(大阪府) 桜井市(奈良県) 京田辺市

5-3 ネットワークの設立とシンポジウムの歴史

【よりよい介護をつくる市民ネットワークの誕生】

2016年12月、5つの市民団体（下記）が、介護保険に総合事業が導入されることに危惧感を持って集まり当会を結成した。以来、連携、協働して市民目線で“だまってたらあかん”と毎年、シンポジウムの開催、京都市行政との話し合い、提言書の提出そしてシンポジウムの報告書の作成等の活動を続けている。

（きょうと介護保険にかかわる会、京都ヘルパー連絡会、高齢社会をよくする女性の会・京都、助けあいグループプリぼん、マイケアプラン研究会）

だまってたらあかん！



【シンポジウムの歴史】

第1回シンポジウム

テーマ 「だまってたらあかん！」

どんどん変わる介護保険—京都市の新総合事業ってなに？

日時 2017年3月12日（日） 13:30～17:00

会場 京都アスニー 3階 第8研究室

基調講演 日下部 雅喜 氏（大阪社会保障推進協議会）

パネリスト

中川 慶子さん : きょうと介護保険にかかわる会

櫻庭 葉子さん : 京都ヘルパー連絡会

岡田 郁子さん : 高齢社会をよくする女性の会・京都

小國 英夫さん : マイケアプラン研究会

第2回シンポジウム

テーマ 「だまってたらあかん！」

～現場からの声～ ー見えてきた“総合事業”の問題点ー

日時 2017年11月26日（日） 13:30～16:40

会場 ひと・まち交流館 京都 3階 第4・5会議室

基調講演 濱岡 政好 氏（佛教大学名誉教授）

パネリスト

小國 英夫さん : マイケアプラン研究会

堀田 晃平さん : 地域包括支援センター

高橋 弘江さん : 訪問介護事業所勤務

神田 知加子さん : ヘルパーの立場から

第3回シンポジウム

テ ー マ 「だまってたらあかん！」使えない総合事業—介護保険の危機
「住み慣れた自宅で住み続ける」をから文句にしないために

日 時 2018年10月28日(日) 13:30～16:40

会 場 ひと・まち交流館 京都 大会議室

基調講演 小川 栄二 氏 (立命館大学特任教授)

コーディネーター 新井 康友 氏 (佛教大学准教授)

パネリスト

- 鈴木 太一 さん : 京都市原谷地域包括支援センター
- 藤崎 広和 さん : 支えあい型ヘルプ事業所「布亀」
- 水梨 苗子 さん : NPO 法人 助けあいグループりぼん
- 萩本 良子 さん : 京都ヘルパー連絡会
- 大崎 由良 さん : 家族・利用者代表

第4回シンポジウム

テ ー マ 「だまってたらあかん！」介護保険開始から20年
当事者が語る「介護保険のええとこ！ 不安なとこ！」

日 時 2019年10月27日(日) 13:30～16:40

会 場 ひと・まち交流館 京都 大会議室

コーディネーター 岡崎 祐司 氏 (佛教大学教授)

パネリスト

- 杵江 良子 さん : 老々介護当事者
- 田中 章子 さん : 高齢女性当事者
- 早川 さくら さん : 家族介護当事者
- 梶 寿美子 さん : 視覚障がい者
- 河合 雅美 さん : 若年性認知症の家族
- 大西 謙 さん : 地域包括支援センター



5-4 よりよい介護をつくる市民ネットワーク 5団体の紹介

高齢社会をよくする女性の会・京都

創設 1989年11月
代表者 森田 英子
活動 超高齢社会において女性の視点から、これから生まれてくる生命、そして老いてゆく生命の尊厳と輝きが保障される社会の実現に向け、勉強会・見学・話し合い・提言を行っています。また他の市民団体と連携、交流をしています。

会員数 104名
年会費 3,600円
連絡先 E-mail:wabas.kyoto@gmail.com
 (担当：宮田)

マイケアプラン研究会

創設 1999年8月
代表者 小國 英夫
活動 定例研究会開催(第3金曜日)、年11回のニュースの発行既に200号をこえた。また年1回公開企画を開催。今年度のテーマ「障がい者福祉と高齢者福祉のよりよい関係について」

会員数 約70人
年会費 3,000円
連絡先 FAX 075-581-9956
 E-mail : mycareplan.hitomachi@gmail.com
 京都市市民活動総合センターメールボックス 33

NPO 助け合いグループりぼん

創設 2007年10月
代表者 理事長 山田 フサ
活動 東山区に住む高齢者の方々が、安心して住めるよう、介護保険の枠を超えて、在宅生活の援助を行っています(保険外サービス)。ブログ「NPO 法人助けあいグループの日々つれづれ」
<http://ribon.muragon.com>

会員数 78名
連絡先 ☎ 075-561-5885

NPO きょうと介護保険にかかわる会

創設 2000年3月
代表者 梶 宏
活動 会のスローガン
 「みんなが安心できる介護・納得できる介護保険・信頼できる制度」
 ①市民参加の毎月研修会
 ②隔月会報発行
 ③介護サービス・福祉サービス等の第三者評価事業
 ④市民と行政との架け橋

会員数 約80名
年会費 3,000円
連絡先 〒604-8811 京都市中京区壬生賀陽御所町3-20 賀陽コーポラス809
 ☎ 075-821-0688
<https://npokaigo.or.jp/>

E-mail : npokakawarukai@helen.ocn.ne.jp

京都ヘルパー連絡会

創設 1999年にスタートした「ホームヘルパーのつどい in 京都」が前身。2006年、一人ぼっちのホームヘルパーをなくそうを合言葉に現在の会に発展・結成。

代表者 代表世話人 神田 知加子 谷口 賢治
活動 学べる環境と横の繋がりを大切にヘルパー、研究者、労働組合、ケースワーカー、市民等が会員。ヘルパーの現場の実態を検証し、事例集作成、処遇改善などに取り組む。Twitter 京都ヘルパー連絡会

会員数 150名
連絡先 〒602-8341 京都市上京区三軒町50番地
 地域交流スペース cafe あずま内
 ☎ 090-8205-1886 FAX 075-366-8421



5-5 京都市への提言

市役所は、もっと実態を知ってください！

～ 12月に提言書を提出しました～

2020年12月18日、よりよい介護をつくる市民ネットワークは、京都市保健福祉局介護ケア推進課に提言書（次頁）を提出しました。

この提言書は10月25日に開催された第5回シンポジウム「だまっていたらあかん！介護崩壊は社会の危機ヘルパーが大変！あなたの介護は大丈夫？」での意見や要望等をまとめたものです。

京都市からは保健福祉局介護ケア推進課田中課長以下4名、当会からは小國代表他各団体計6名が出席し、1時間あまり話し合いの時間を持ちました。

私たちは最初に10項目の提言項目を、次いで、当会が新型コロナ禍の下8月に行った京都市訪問介護事業所の実態調査から得た切実な要望等を読み上げました。

ここでは詳細な報告はできませんが、当会が中心課題として取り組んできた「総合事業を廃止し元に戻すこと」という訴えに対して、京都市は「国の制度の枠内にあり、市独自で廃止はできないが、京都市として必要な介護や支援に関しては責任を持って実施する。また国に対しても要望を出している」と説明されました。

丁寧な対応でしたが、残念ながら例年と比べても、回答内容には大きな進展は見られませんでした。



2020年12月18日

京都市長 門川大作様

提言書

よりよい介護をつくる市民ネットワーク
代表 小國英夫

私たちは去る10月25日(日)に第5回シンポジウム「だまっていたらあかん!介護崩壊は社会の危機 ヘルパーが大変!あなたの介護は大丈夫?」を開催いたしました。

コロナ禍の真ただ中にもかかわらず102名の市民の参加により熱心な討論を行いました。今回は、8月に当ネットワークで初めて京都市内の訪問介護事業所を対象に行った実態調査の結果を発表致しました。約400ある市内事業所の中から11行政区のバランスも考えて116事業所に調査票を送り、当ネットワークのメンバーが手分けして電話でヒアリングするなどして60の事業所から実に丁寧な回答を得ました。調査で得られた深刻な実態とシンポジウムで出ました多くのご意見をもとにこの提言書をまとめました。私たち市民の声を真摯に受け止めて頂き今後の市政の改善にお役立て頂くことを強く望みます。

国の第8期介護保険事業計画(2021~2023年度)においては要介護高齢者全員を総合事業の対象に含めようとしています。今までも申し上げてきましたように総合事業は利用者にとっても、事業者や職員にとっても多くの問題点を含んでおります。それを要支援者だけでなく全ての要介護者に拡大することは社会保険制度としての介護保険制度の土台を崩壊させることにつながります。

京都市におかれましてはこうした国の動きに流されることなく、自治体としてまた介護保険の保険者として英断をもって被保険者としての市民の権利を守って頂きたいと思っております。なお、この件に関しては既に9月に当ネットワークとして市長様宛ての「声明」を出しておりますので宜しくお願い致します。

記

【1】当ネットワークからの提言

1. 被保険者の受給権を剥奪する総合事業を中止して元の保険給付に戻して下さい。
2. 訪問介護事業の報酬をはじめ介護保険事業全般の報酬を大幅に引き上げ、不足している職員を採用できる基本的な条件をしっかりと整えて下さい。特にヘルパーの有効求人倍率が15倍という状況では訪問介護事業の継続は無理です。
3. ヘルパーは在宅高齢者の命の要です。総合事業やコロナ禍でより深刻化したヘルパーの人手不足解消および担い手確保の改善方策を早急に取り組んで下さい。以前から当会が要望していますホームヘルパーの実態調査を早急を実施して下さい。潜在専門職の掘り起こしをして下さい。これは行政責任です。
4. 訪問介護における生活援助と身体介護の区別をなくして下さい。生活援助は「誰でもできる援助」ではありません。生活援助は非常に個性があり、要支援者、要介護者の地域社会における日常生活を支えるうえで最も基本となるサービス給付であることを認め、ヘルパーの専門性を認めてやりがいのある仕事に戻して下さい。現在のような細切れ援助では援助としての効果が半減されます。

5. 介護予防の必要性は認めますが、給付要件に関する厳しすぎる制限を廃止して下さい。「同居や近居の家族がいてもいなくても」本人が必要とするサービスは身体介護だけでなく生活援助を含めて給付すべきです。介護は家族関係、近隣関係等々の人間関係があってこそ成り立つものだとことをしっかりと認識して下さい。
6. まるめ給付による事実上の回数制限（必要な回数を実施すると事業は赤字になる）は直ちにやめて下さい。
7. 介護高齢者の多くは障害者です。介護保険給付と障害者福祉サービスの垣根を低くして、ADLにだけ注目するのではなく要支援者、要介護者のQOLを改善するという視点を重視して下さい。そうすることで要支援者、要介護者の生きる意欲が高まり結果として介護予防、介護度の改善に繋がることをしっかりと認識して下さい。
8. 全ての受給者のケアプラン自己作成を積極的に認め、地域包括支援センターはマイケアプランの作成を支援するようにして下さい。ケアプランは単なるサービスの組み合わせではなく、自己作成は利用者の主体性、自律性の向上に非常に効果的です。
9. 保険業務の窓口の民間委託は行政としての、保険者としての責任放棄につながります。直ちに中止し、保健福祉センターにおける責任ある機能を回復させて下さい。
10. いま議論されている「京都市独自政策である市民税減免を2024年度から廃止して、低所得者4万2千人の増税や福祉サービス本人負担の増額等につながる改悪」は直ちにやめて下さい。

【2】訪問介護事業所の実態調査で事業所が最も要望するのは次の5項目です。

1. 介護労働を見直し、介護従事者の賃金を上げること
2. 人手不足対策を強化すること
3. 介護報酬単価を抜本的に見直すこと
4. 希望の持てる介護業界にすること
5. 大きく待遇改善を図ることで人材は集まってくる

【3】今回の実態調査で得られた訪問介護事業所の切実な要望に応じてください。

1. コロナ禍の中で危険を冒しつつ必死に利用者の日常生活を守ろうしているヘルパーの実態をしっかりと認識し、効果的な政策を打ち出してください。
2. ヘルパーの高齢化或いは休職・退職によるヘルパーの減少等、深刻化する事業所の実態（収入の減少による経営危機）に対する適切な対策を早急を実施して下さい。
3. 既に始まっているコロナの第三波状況における訪問介護事業等への支援をしっかりと行って下さい。例えば衛生用品や防護用品の支給等も実施して下さい。

よりよい介護をつくる市民ネットワーク

【加盟団体】 高齢社会をよくする女性の会・京都 京都ヘルパー連絡会
マイケアプラン研究会 NPO 法人助けあいグループりぼん
NPO 法人きょうと介護保険にかかわる会

編集後記

昨年はまったく想定外のコロナ禍のため、よりよい介護をつくる市民ネットワークのシンポジウム開催も危ぶまれました。しかし、ヘルパーへの危機感を共有し、京都市内の各訪問介護事業所への独自のアンケート調査を行い、貴重な声を聴取できたことはこれまでの取り組みの成果ではないかと自負しております。

また、毎年シンポジウムの文字起こしに協力頂いている八木 峰さん（高齢社会をよくする女性の会・京都）には深くお礼申し上げます。そして、正木隆之さん（きょうと介護保険にかかわる会）には、編集作業にご尽力いただき、大変立派な冊子に仕上がりました。重ねてお礼申し上げます。今までの活動を支えて下さった事業所および市民の皆様にも、心から感謝申し上げます。

北島 ちよ子

編集委員

中川 慶子 那須 勝子
北島 ちよ子 笠原 あけみ

第5回シンポジウム報告書
だまってたらあかん！

介護崩壊は社会の危機
ヘルパーが大変！あなたの介護は大丈夫！

発行日 2021年3月1日

発行人 よりよい介護をつくる市民ネットワーク

事務局 京都市上京区三軒町50番地
地域交流スペース cafe あずま内
京都ヘルパー連絡会
TEL：075-366-6718
FAX：075-366-6719

価 格 200円

あ
て
て
て

